

# 第23回静岡市・清水市合併協議会次第

日 時 平成13年8月29日(水)

午後1時30分から

場 所 マリベール清水「ヴィアナホール」

## 1 開 会

## 2 会長あいさつ

静岡市・清水市合併協議会会長 静岡市長 小 嶋 善 吉

## 3 新監査委員紹介

## 4 報 告

(1) 候補名称絞り込みに当たっての考え方について(資料1)

## 5 協 議

(1) 新市建設計画について(資料2)

(2) すり合わせ項目について(資料3)

(3) 法による特例項目について(資料4)

(4) 地区説明会の実施について(資料5)

(5) その他

名称公募の応募状況について

静岡市・清水市政令指定都市市民会議の活動状況について

その他

## 6 閉 会

## 開会

司会 本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。ただ今から、第23回合併協議会を開催いたします。

なお、本日の傍聴者は、一般傍聴者66人、市議会議員20人、報道機関15社、41人、計127人となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会長であります、小嶋静岡市長から、ご挨拶申し上げます。

## 会長あいさつ

小嶋会長 本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

前回7月3日の会議から本日までの間、名称選考委員会や部会での協議と、委員の皆さんには、それぞれご苦労様でした。

また、7月29日には、清水市長選挙も実施され、宮城島市長さんが再選されましたこと、この場をお借りしてお祝い申し上げます。宮城島市長さんには、引き続き、静岡地域の発展のためご尽力いただきますようお願いいたします。

本日は、新市名称選考委員会からの報告や、新市建設計画の決定、すり合わせ項目の協議等、多くの議事を予定しております。これらは、名称選考委員会や各部会での協議、さらには、幹事会での調整の成果を踏まえ、提出させていただいておりますので、実りある活発な議論をお願いしたいと思います。

また、地区説明会の実施についても、ご協議いただきますが、私と宮城島市長さんは、46会場のすべてに出席し、市民の皆さんに合併協議の状況を説明し、意見交換を行っていかうと考えております。地区説明会に向けて、計画的かつ着実な協議を進め、市民の皆さんの期待に、十分応えられる議論を行ってまいりたいと考えておりますので、本日も、円滑な会議運営へのご協力をよろしくお願いいたします。それでは、一言、宮城島市長さんからご挨拶を。

宮城島清水市長 変わり映えがしない顔でございますが、一言、改めて御挨拶をさせていただきます。

今、小嶋市長からも御挨拶の中でございましたが、去る7月の29日に清水の市長選挙がございまして、引き続き市政を担当させていただくことになり、また皆さんと一緒に、この問題の協議を進めさせていただくこととなりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

とりわけ今回の選挙におきましては、やはり合併問題に対する考え方みたいなものも1つの焦点となったというふうに思っています、私なりの考え方を述べさせていただきながら選挙を進

めてきた経緯がございますので、またそういったことも含めて、皆さんと一緒に頑張らせていただきたいと、このように思います。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

#### 新監査委員紹介

司会 ありがとうございます。それでは次に、新しい監査委員の御紹介をさせていただきます。資料の次第の次に、2ページでございますけれども、名簿をごらんをいただきたいといます。名簿の最下段をごらんをください。静岡市の代表監査委員が、去る7月12日付をもちまして松下知弘氏から山本日出夫氏に交代したことから、合併協議会の監査委員を山本代表監査委員にお願いをすることといたしましたので、新しい名簿の配付をもちまして御紹介にかえさせていただきます。どうぞ今後ともよろしく願いをいたします。

それでは早速会議に入らせていただきます。恐れ入ります、報道関係の皆さんは、定位置のほうにお戻りをいただきたいと存じます。

なお、本日の会議は、委員39名中39名全員の御出席をいただいております。規約第10条第1項の規定により委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、本日の会議は成立をいたしております。また議事録の作成上、御面倒でもお名前をおっしゃってから御発言をお願いをいたします。なお発言される場合には、毎度お願いをしておりますけど、近くの係員がマイクをお持ちしますので御協力をお願いをいたします。

それでは議事進行は、規約第10条第2項の規定に基づきまして、会長が議長を行うこととなっておりますので、会長、よろしく願いをいたします。

小嶋会長 それでは、次第に基づきまして議事を進めます。

まずは候補名称絞り込みに当たったの考え方につきまして、名称選考委員会での協議結果を御報告をいただきたいといます。それでは、名称選考委員会の市川委員長さん、よろしく願いいたします。

#### 候補名称絞り込みに当たったの考え方について

市川源一委員（静岡市連合町内会会長） 皆さん、こんにちは。大変お暑い中御苦労さまでございます。今御紹介ございました、私、この名称選考委員会の委員長を務めさせていただいております市川源一と申します。本委員会は、平成13年6月14日の設置以来、現在までに4回の会議を重ね、新市名称候補の選考に係る考え方につきまして検討をまいりました。

まず第1回会議では、正副委員長選出後、公募実施の詳細、公表方法、本委員会の役割及び今

後のスケジュールなどについて協議をいたしました。委員相互の認識を一致させ、第2回会議では、候補名、名称の絞り込みに当たっての各委員の考え方を、また自由に論じ合うフリーディスカッションを行いました。これらの成果を踏まえまして、第3回、第4回会議を通じて、先例市の手順なども参考にいたしまして、候補名称の絞り込みの考え方を、お手元の資料のとおり取りまとめるに至ったわけでございます。

まず絞り込みの対象は、公募されたすべての作品とすることにいたします。これは応募された方々の意思を、そのままの形で取り入れ、選考していこうという趣旨でございます。

次に、絞り込みに当たっての考え方についてであります。静岡県の中核都市にふさわしく、かつ市民が親しみやすいという名称を基本に、記載のとおり5つの観点に即して絞り込みを行うことといたしました。この5つの観点は、応募の際に記載していただいている理由と同じであります。

次に、絞り込みの手順であります。最終的に絞り込む候補名称の数は5作品程度といたします。

次のページ記載の絞り込みのイメージ図のように、すべての公募作品の中から、委員一人ひとりが、最初は10作品で最大100作品、次は5作品で最大50作品と。最終5作品程度までになるよう投票を繰り返していくことといたします。

最終5作品程度といたしましたのは、作品間で甲乙つけがたいような場合など、結果的に6作品や7作品になってもやむを得ないと考えたからであります。また、5作品程度になるまでの選考方法は、すべて投票形式とするものではなく、絞り込みの対象とする候補名称の数に応じて、委員相互の意見交換や協議などにより選考していくように考えております。

これらの結果選考いたしました5作品程度につきましては、第24回合併協議会に、作品ごとの選考理由を明記し、アイウエオ順に並べ、名称間の優劣をつけず御提案することといたします。

最後になりますが、本委員会の今後のスケジュールにつきましては、3ページにまとめてございますとおり、9月の20日の第5回名称選考委員会において具体的な名称選考を開始し、10月中旬ごろを目途に候補名称5作品程度を選考したいと考えております。以上のとおり御報告申し上げます。

なお、9月20日に公募結果が公表され、順次名称選考委員会における選考経過がマスコミ等により発表され、結果として最終5作品程度については、合併協議会よりも先に公表されることもありますが、審議経過を完全公開しておりますことから、何とぞ御了承をいただきたい。この点お願い申し上げまして、私の発表を終わります。ありがとうございました。

小嶋会長 どうもありがとうございました。ただいまの報告に対しまして、御意見、御質問等ございましたら御発言をお願いいたします。

風間重樹委員（清水市議会議員） 清水の風間です。今、市川委員のほうから御説明いただきまして、大方賛同するわけなんですけれども、ただ、絞り込みの考え方に現在5つの観点が挙がっているんですけれども、新たに6点目に、「両市の一体化、飛躍を象徴する名称」という、そういう観点を加えていただきたいと思います。新市の名称については、合併に対する市民感情に合わせますと、極めて関心の高いポイントだと思います。このことは裏を返しますと、名称選考の結果いかんによっては、新市の将来に感情的な対立を生じさせる危険を秘めているとも感じています。

細かい議論については、今後選考委員会のほうに委ねたいと思いますけれども、例えば本日公布されましたこの資料の1の4を見ますと、例えば西東京市の場合ですと、第2次選考において各委員が、新市名としてふさわしい名前及び新市名としてふさわしくない名前を5作品を上限に選考したということが書いてあります。つまり、両市の一体化、飛躍を阻害されることが危惧される名称については、新市の名称としてふさわしくない名称として絞り込みの際に慎重な判断をいただきますよう、さきに述べましたように6点目の選考基準として、「両市の一体化、飛躍を象徴する名称」という一文を加えていただきますよう御提案をいたしたいと思います。

事務局 それでは事務局のほうからお答えをさせていただきます。ただいま御提案いただきました趣旨に沿いまして、9月の20日から開始をされます名称選考委員会のほうで、このような趣旨に沿いまして協議のほうを進めてまいりたいと思っております。ありがとうございました。

小嶋会長 もっともなことだと思います。そのほかにございますか。

太田貴美子委員（清水市教育委員会委員） 清水の太田貴美子でございます。

ただいま風間委員さんがおっしゃられましたとおり、私も全くそのとおり、6の項目として両市の一体化、それから躍動都市ということをやうたっていたきたいということは全く賛成でございます。それと同時に、絞り込みの考え方というところで、最初の文言に、「静岡県の中核都市にふさわしく」と書いてございますが、これでは、やはり絞り込みの考え方としての言葉として弱いのではないかと思います。

私どもは、最初から静岡と清水がただ一緒になっただけの都市を願ってはおりません。両市が一緒になって、より飛躍的な発展的な新しい市をつくろうということで目指しておりますので、中部圏に冠たる人間躍動都市ということで、ここの「静岡県の中核都市にふさわしく」という文言を、できましたらば「中部圏に冠たる人間躍動都市、政令都市にふさわしい」というような言

葉に変えていただきたいと思いますのですが、いかがでございましょうか。

事務局 事務局からお答えさせていただきますが、ただいま太田委員さんが御指摘をいただきましたような考え方につきましては、名称選考委員会も、それを踏まえまして、中枢都市にふさわしい、そのような中で包含をした考え方で、今回このような表現にさせていただいておりますので、御趣旨のことにつきましては十分踏まえまして、具体の選考に入らせていただきたいと思いますというふうに考えておりますので、この記述につきましては、このとおりやらせていただければ大変ありがたいというふうに考えております。以上でございます。

望月厚司委員（清水市議会議員） 今、事務局から、趣旨等々お話があったんですけれども、太田委員さんの御意見と、また私も同じようなんですけれども、今までの協議経過等々踏まえてくると、また実際に新市名称の文章からすると、大分静岡県の中枢都市にふさわしいという部分での表現に、大分トーンダウンしたような形に見えてならないわけなんですけれども。単純に例えば新市名称の募集なんかの絞り方の中に、静岡県はもとより、国内、さらには世界的な拠点都市としての役割を担う、そういう名前をとということが、この新市の名称の中にあります。

また、新市の建設計画の基本理念の中にも、新市は我が国を代表する都市の1つとなり、国内はもとより世界的な拠点都市としての、こういういわゆる理念を挙げてあるわけでありますので、やはりこの絞り込みをするときに、この辺の先ほど太田委員さんから話がありましたように、やっぱり「冠たる」とか、先ほど言った「政令都市を目指す」とか、あるいは国内とか、そういう意味での中枢性、拠点性というものを、もっと表に出していくというか、静岡県のいわゆる中枢都市というような意味合いが強くて、いわゆるそれに発信性とか、あるいは将来の方向性とかを踏まえていくと、もう少しこの辺を、「静岡県の中枢都市」よりも、文章に書いて、それをもとに絞り込みに入っていくという考え方を基本に持つべきであるというように思いますので、できれば文章的に、そうしたほうがよろしいんじゃないかなということを、先ほど風間委員なり太田委員なりの話を、ちょっとつけ加えさせていただいたんですけれども、そのぐらいの文章変更がよろしいんじゃないかなというように思うんですけれども、いかがでしょうか。

小嶋会長 これは、名称選考委員会にすべて託そうということでスタートしたことでありますので、今の御意見、よく私も理解できますので、その辺も踏まえて、名称選考委員会の10人の委員の皆さんが議論されたというふうに思います。ですから、この中に名称選考委員に入っていられる方が、ちょうど本日いらっしゃるんですから、今の協議会のメンバーの皆さんの意見も体して、これから選考に当たっていただきたいということで御了解いただきたいと思いますが、いいですか、そういうことで。

それでは、そういうことで、ひとつ今後、以上の御意見を踏まえて、選考委員会の皆さん選考に当たっていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは名称選考委員会の皆さんには、本日御報告をいただいた候補名称絞り込み方の考え方に基づいて、また今の出た御意見も体して、引き続き御協議を願い、次回10月31日開催の第24回合併協議会において、5作品程度の候補名称の御報告をお願いしたいというふうに思います。それでは市川委員長さん、よろしく願いしたいというふうに思います。

それでは引き続き協議に入ります。

まず新市建設計画についてを議題といたします。

新市建設計画につきましては、中間素案に対する静岡県からの意見等を踏まえて、これまで各部会で御協議をお願いをしてまいりましたが、本日は合併協議会として新市建設計画を決定をし、合併特例法に基づく県知事との正式な協議を行っていかこうとするものであります。

それでは事務局から説明いたします。

#### 新市建設計画について

事務局 それでは資料2の1に基づきまして御説明を申し上げます。これは新市建設計画についてでございます。

新市建設計画につきましては、7月3日の第22回合併協議会におきまして、中間素案を御決定をいただいております。その後県との事前協議を行ってまいりまして、これにつきましては、静岡県静清合併協議会連絡会という組織がございますが、こちらを通じまして協議を行ってまいりました。そして前回の合併協議会での議論ですとか、静岡県からの御意見などを踏まえまして、8月12日から各部会で順次御協議をお願いしてきたところでございます。

県から示されました御意見等につきましては、文章表現等を中心といたします5点でございます。いずれも妥当な御意見等ございましたので、県の御意見のとおり修正をいたしてございます。これらの修正につきましては、各部会や正副部会長会議におきまして御確認をいただいたところでございます。

中間素案からの変更点で、特に大きな変更につきましては、目標人口の設定がございます。中間素案の段階では、コーホート法によります推計をもとにいたしまして、平成24年における推計人口を70万6,000人としておりましたが、前回の合併協議会での新市発展のパロメーターとして、人口を増加させていく姿勢が必要で、新市建設計画に登載をされた諸事業を着実に実施をし、積極的な人口増加を政策的に図っていくべきという御意見等もございまして、これらを踏まえま

て、最終素案では、新市における平成24年の目標人口を75万人としたものでございます。

これは、新市建設計画に登載をされております区画整理事業ですとか市街地再開発事業などの都市開発による人口増、大学、専門学校などの立地によります若年層の増加、それから雇用機会の拡大等によります約4万人もの人口の増が十分見込まれ、さらに政令指定都市効果によります流入人口の増を見込んだものでございます。

しかしながら、これらの確実に見込める人口増につきましては、コーホート法によるものと違いまして、年次ですとか性別、年齢ごとに計算ができませんので、コーホート法による推計人口をベースにいたしまして、これらの集団としての増加が見込まれる分を加えまして、今回目標人口として設定をさせていただいたわけでございます。

次に、本日、新市建設計画を御決定をいただきますと、県知事に対しまして、市町村の合併の特例に関する法律第5条第3項の規定に基づきます協議をお願いをすることとなります。したがいまして、本日は、これまで部会協議などを積み重ねて作成をしてまいりました新市建設計画を御決定をいただきますとともに、知事との正式協議を行うことにつきまして御了解をいただこうとするものでございます。説明は以上でございます。

小嶋会長 それでは新市建設計画につきまして御意見等がございましたら御発言を願います。

剣持邦昭委員（静岡市議会議員） 目標人口ということで75万人。私は賛成です。というのは、やはりこれから静岡・清水が合併して政令市に向かって、より多くの人たちがここに集まってくるという設定で、非常に今、少子高齢化の中での子供の数が減ってるという部分はあるにしても、現実的に目標人口ですから、この辺に設定し、さらに将来的にはお隣の庵原3町、あるいは岡部町等々を含めた広域的なまちづくりを目指していくという姿勢が、やはりこの静清の先導的な役割ではないかと、私はそう思います。

したがって、この75万人というのは、千葉が例えば政令市になった平成4年、83万3,000人でした。で、10年後建設計画では100万人を想定しておりましたが、現実それから9年経って今87万人、約4万ちょっとしか増えてない。でも100万を設定したということから考えてみても、私は75万人というのは非常に現実的な、あるいは、このぐらいを目標にして頑張っていこうという姿勢としては妥当な人口設定ではないかなと私は思います。以上です。

西ヶ谷忠夫委員（清水市議会議員） 清水の西ヶ谷です。

今、剣持さんからお話がありました人口の問題について私なりの意見を述べさせていただきたいというふうに思います。

最初に事務局長から報告がありましたけれども、前部会で最終素案が確認されているというお



話でありますけれども、うちの保健福祉部会では、人口問題、それから少子化及び高齢化問題に対する施策問題などで、多くの意見が出まして、最終的には確認をされたものになっておりません。それだけ最初に申し上げておきたいというふうに思います。

それから人口問題になりますけれども、75万にされたというようなことで、私は推定法からいきまして、余りにも大き過ぎる数値になるのではないかというふうに思います。グランドデザインの段階では、平成2年、平成7年の国勢調査を基本にして、コーホート推計法によって71万人で確認をされまして、市民に説明をされているという状況になっております。しかし中間素案の段階では、平成12年度の国勢調査結果も出ておりまして、両市で約7,000名余の人口が後退をしているという状況もあるわけでありまして、それで70万6,000と定めてきておりまして、そのときの12年をベースにしますと、24年は、さらに大きく後退するのではないかという議論が出されておりました。私の計算でいきますと66万程度になるのかなあというようなことになりますと、75万といえますと9万からの数字の違いが生まれてくるという状況になるというふうに思います。

で、部会の中での議論の大きな問題は、その数が大き過ぎるという問題と同時に、中間素案と最終素案が基本的に何も変わっていないのではないかと。変わっていることは、説明のところ、「期待値を加味して」という文字だけなんですよね。その期待値とは何か。どういうものを期待をして75万というものを考えるのかという議論がありまして、特に少子化、高齢化の中で、子供たちがたくさん生まれる施策はどうあるべきなのかというようなこととか、まちづくりによって、剣持さんが言われておりますが、人口集積を得るということで、この中間素案と最終素案が、6万なり、それから9万という人口を集積できるものに実際なってるのかどうかという議論が展開をされてきておりまして、ほんとにそういう点からいくと余りにも大きいというような意見が多数になっているという状況もありますので、私はそういう点で、これは余りにも大きいということが1つと。75万ということを考えるなら、改めて人口を中心にして、じゃ、まちづくりはどうするのかという検討に入るわけでありまして、改めて私は75万にするなら、もう少し時間取って議論をする必要があるというように考えますので、当初の70万6,000ほどがいいかどうかという点もありますが、大き過ぎるという意見であります。以上です。

小嶋会長 いろいろ御意見ありますけど、ほかに御意見ありますか。

栗田知明委員（清水市議会議員） とりあえず人口問題ですけれども、私、先般の合併協議会へ出たとき、今、西ヶ谷委員からも言われましたけれども、この平成7年、その前の平成2年のこの人口推計から見ていって、17年を71万3,000、24年を70万6,000、こういう形で想定した中間

素案が出されてきたわけなんですね。それから今回の中では、人口増を図るべきということの中で、目標値だという言い方をしておりますけれども、17年が73万5,000で、24年が75万、こういう数字が出てきたわけなんです。それは、区画整理、再開発、大学と専門学校、流入人口を見込んで、こういうような言い方もされてきているわけなんですけれども、これは当初の先般の中間素案の中でも明確に出されていた事業であったわけなんですね。

今回、ただ目標値を変えて積極的にただ数を多くした、こういう感じを受けるわけなんですけれども、前回と今回の中において、これだけの目標人口を変えてきた中においては、中身の施策が何ら変わってきていないわけなんですね。もしこれだけの4万余の人口を増やすという点を考えてみますと、それに伴った形の中での今までの建設計画より、もっと違った形で人口増を図るような施策があって、初めて人口増が起こるんだと。それがなくして、前と同じ形の中で、期待増だけの中で目標増を変えていくという問題については、うまくないのではないかと感ずるわけなんです。

前は、当然もう提案されてきた数字が出されてきていたわけですからけれども、今回、それがいきなり4万余を超えるような数字の違いが出てきたわけなんですね。で、施策の中身をいじくらずに、ただ期待感等の中で数字を変えていくというやり方については、大変これはちょっと信用性に欠けてくるような感じがするわけなんですけれども、その辺をもう少し検討していただきたいと思っております。

小嶋会長 ほかに御意見ございますか。

西ヶ谷委員 これは事務局にちょっと確認をしたいんですけれども、その75万にした根拠ですか。これは部会の中では、1つは政令市で人口緩和で70万云々にしているときに、それすれすれ、並びに割ってしまうんだという数字を目標値にするなら、つじつまが合わないという理由を1つ述べられていたことと、目標だから高く掲げたほうが良いというようなことも言っておりましたけれども、私はやっぱり、まちづくりの協議をやっているわけでありますので、人口を幾つに定めるかという点は、どういうまちをつくるかという基本になっていくというふうに思いますので、そういうあいまいな形ではよくないのではないかなと思うんですが、その辺もし説明できれば説明してください。

事務局 ただいま御質問いただきました今回の目標人口75万の1つの理由として、今、政令指定都市を目指したというようなお話がございましたが、これまでの部会の中で、そういう政令市を目指してこの目標人口を設定したというお話はしてございません。政令市として、この名前が出てきたのは、将来政令市になれば、当然に流入人口は増えるだろう、そういう波及効果が期待が

できる、そういうお話を申し上げてきたところでございます。

それからもう1点、今回の目標人口になった経緯でございますが、今までは平成7年の国調人口をもとにいたしました推計人口で推計をいたしましたところ、平成22年には70万6,000人という、統計上で言います推計人口が出てまいりました。ずっとこれでグランドデザイン、または建設計画を進めてきたわけでございますが、最終的に今回は視点を、これは合併協議会の皆さんの御指摘もいただいた中で、視点を変えまして、目標人口という形に変えさせていただいております。

この中では、人口に関しましては、やはり出生率と移動率が大変深い関係を持っているわけでございますが、特に出生率と移動率の向上について、新しい建設計画の中では、子育ての支援ですとか住宅政策等々、安心して安全に暮らせるすばらしいまちができるということをうたい上げておまして、これらによります効果、それを積み上げましたところ、およそ4万数千人の人口の増は、この10年間で十分可能であるということから、目標人口という形で75万にさせていただいたところでございます。以上でございます。

小嶋会長　ということでございましてね、ちょっとほかの方の御意見も聞きたんいんですけども、人口の推測というのは、なかなかこれは難しい話です。それと、確かに70万を100万まで持つてくということは、それに応じて都市のキャパシティをやっぱり高めなきゃいけないわけですから、そういうことはできないですけど、今70万6,000とすると75万ぐらい、それほど大きな都市のキャパシティをしなくても、自然そのぐらいの人口が、我々のこれからやるまちづくりの中で、予定よりも増えても、そんなに困らないだろうという、その許容範囲内の人口ではないかなと私は実は思って、これからまちづくりをやっていくときには、ある程度目標を立てて、それに向かっているんなまちづくりをやっていくという1つの目標というとらえ方で、この75万はいかなものかということで、きょうこれに素案として出されてきたと、私は理解しているんですよ。ほかの方の御意見、大体お二方の議論はわかりましたので、ほかの方の御意見。

織田高行委員（静岡青年会議所元理事長）　静岡の織田でございます。

先般、正副部会長会議を先週の土曜日に開催をさせていただいて、その場で座長役を務めさせていただきましたので、各部会長さん方の部会の御意見を伺ったところ、このすべてのものを、ほぼ概ねこれで合併協議会に上程をしようということで、承認をしたという形ではなくて、これをこの合併協議会に出していこうということの意思の疎通というですか、コンセンサスを得て、この合併協議会に臨んでおります。

その中で、この75万の議論につきましても、確かに各部会でいろんな議論があったという報告

がでございます。金子部会長からも、そのような御報告がございました。我が部会でも議論をさせていただきます。

そこで正副部会長会議で議論をしたことについては、確かに75万という数字については、どういうシミュレーションの結果なんだというような議論もございましたけども、いわゆるその中で部会長さん同士でお話をした結果というか、結論めいたところが、いわゆる意図と方法なわけですね。意図。つまり、どういう意図を持って、この75万に持っていくんだという意思が、きちっとされない限り、この静清合併についてのすべての計画がオジャンになってしまうというようなことがあるかと思えます。75万にして、こういうまちづくりをしていくんだという強い意図を持っていけば、1年間に4,400人、約1,000世帯ぐらいの人口増を望めるんじゃないか。いや、そういう政策を立てていかなければ、我々静岡・清水には、明るいまちづくりというか、未来はないんじゃないかというような意向に達したように記憶しております。

そんな意味で、我々は75万を目指していくんだと強い意志を持って、またコンセンサスを得て、計画をこれから組み立てていくと。人口増に対する、75万に対する、確かに人口の部分での世帯増であるとか産業であるだとかということは具体的には建設計画には載せられません。ですから、そういうことは、この中では具体的に細かくはうたわれておりませんが、そういう75万を目標に据えていこうということは、この推定人口からしてプラス4万4,000は妥当であるというような、私自身はそういうふうに見させていただきましたし、部会長会議では、そのような結果になったというふうに御報告をさせていただきます。以上です。

風間委員 清水の風間です。

この人口の推計って、かなり難しいものだと思うんですけども、例えば清水の第3次総合計画の場合には、今第4次に入っているんですけどもね。一応目標が25万だったんですね。だけど、今24万欠けているということで、やはり目標設定と現状というのは、極めて難しいことが第1点あると思うんですよ。それから、今現在策定している第4次総合計画、この前説明ありましたが、いろんな積算によって出た数字と、高位推計、低位推計という形で、ある程度の振幅を持っていかなければ、これは非常に難しいと。これがドンピシャリですよというような推計というのは、出すこと自体が極めて不可能だということだと思います。

そういった観点からいくと、人口推計で75万ということは、やはり僕も妥当な許容範囲だというふうに考えております。

村上達雄委員（清水商工会議所副会頭） 私は70万とか75万とかいうことにこだわるのが、実はどの程度意味があるのか、よくわかりません。というのは、75万という数字が難しいかどうか

という問題は別にしまして、静岡、清水というところは、昔から地価が高いところですよ。したがって、なかなか住宅ができません。だから定住人口は元来増えにくいという背景があります。周辺都市は、地価が安いもんですから、人口は増えてるわけですね。全体的には静岡県中部では、ずっと増えてます。この人たちが全体が増えてるということは、その人たちが昼間人口として静岡とか清水に来ているから増えられるわけですね。全体としては増えてる。これは、東京が一時千代田区あたりの人口がずっと減って行って、夜間人口が減って行って、千葉あたりが栄えたというのと同じパターンなんです。だから、静岡、清水の人口が例え減ろうが、周辺人口が増えていけば、その人口は静岡、清水に対する寄与度というのは非常に高い。だから私は静岡、清水だけの人口で物を考えるという考え方は、本来多分間違ってるというふうに私は思います。

ですから、今の例えば政令指定都市の要件というのは、もう人口70万以上だとか75万だとかいうようなことを言ってますけど、もうそういう考え方自体が古いんですよ。今、静岡、清水は土地が高いけど、これを人為的に、静岡、清水で現実に今までどの程度静岡、清水は周辺諸都市に比べて土地開発やって、住宅の用地をどの程度開発してきたかという、私に言わせればほとんどやっていません。藤枝あたりがあれだけやってるのに、焼津もあれだけやってるのに、清水、静岡は、ほとんどやってないですよ。ですから、新しい都市になれば、もうその辺のことを人為的にやるんだということを考えてやっていけばですよ、なおかつ安い土地を提供すると。まちづくりをやるんだという考え方でやっていけば、本来ここに昼間人口の需要があるんだから、それは私は簡単にできるんだと、そういうふうに考えるべきだというふうに思います。

栗田知明委員　私が先ほど述べたのは、前回出されたこの中間素案から、今回出された中においては4万4,000の人口増が図られてきているわけですね。24年という数字の中で。それを数だけ変えたんだけど、中身が今、村上委員が言われたような、中の施策が何ら変えられていないんですよ。で、何で増えるんですかと、この疑問を感じているわけなんです。

先般の中間素案のときは、こういう書き方をしたんですね。新市の総人口は、人口流入を促す政策実施などの効果による増加が見込まれるものの、21世紀初頭に総人口はピークを迎え、以降減少傾向に転じると予想されることから、平成24年の総人口は約70万6,000人になるものと想定される。こういう形で、流入人口はあるけれども、人口減で70万6,000が想定されるんですよ、こういう位置づけをしていたわけなんです。このときは平成7年の国勢調査をもととしてやった。で、平成12年の国勢調査は下がったわけなんです。

それでいいのかどうかといたら、その想定からいくと、もっと下がってしまうということが言われていたわけですから、私は、この目標値ですから、とやかく言いませんけれども、現

実に人口の数を变えるだけであって、中身を一切変えない中において、数の羅列だけじゃないのか。中身を変えてね、そういう施策をとった中において人口増を図るんですよという問題があったならばいいわけですけども、その施策が何らこの間変えられていない中において、そして人口増だけ図ってくるというやり方は、ただ数の調整をただけだと、こう感ずるわけなんですけれども、この辺を私は明確にしてもらいたいと思うんです。流入人口はあるけれども減少があるということですから。

小嶋会長 それは、さっき織田委員が答えたことになるんですよ。さっき織田委員が、それで答えになった。

栗田知明委員 違うでしょう。私は、施策は一切変えられていない。新しい市になって。だから人口増が起きますよというけれども、最初の素案の中には流入人口起こるけれども、減になりますよということで70万6,000が想定されていたんですよ。だから、この間において74万にする、75万にするんだったら、この中の施策が変えられてこなかったらまずいんですよ。それも何もなくて、ただ単純に……。

小嶋会長 もう一度説明してあげてください。

じゃ、鈴木委員どうぞ。

鈴木和彦委員（静岡市議会議員） 静岡の鈴木です。

私も基本的には村上委員が先ほど述べられた意見と全く一緒なんですけれども、ほんとに静岡も清水も、住宅政策というのは余りやってこなかった。ほんとにそのとおりだと思います。随分僕も途中で意見言ったこともありましたが。ただ、行政がやるだけではなくて、民間がやる仕事というのは結構これからあると思うんですね。そういうものに期待をかけていくということも、これからの行政の仕事だと思います。静岡、清水が一緒になって、やっぱり中枢都市としての政令指定都市になっていくとすれば、当然民活も入ってくると思いますよ。中部横断道もできてくる、港の活用もしていく、周辺の開発も進むということになればね、それは民間だって放っておきませんから、どんどん入ってくる。そのことに対する規制の緩和を行政がしていけば、金はかけずに人口の流入なんて図れるわけですから、むしろ75万というのは少ないかもしれない。そのぐらいのやっぱり夢を持ってやらなければ、1万人少ないとか2万人がどうのこうのということじゃ、僕はないと思うんですよ。それを合併協の皆さんが同じ意識に立つということのほうが、僕は大事だと思います。

小嶋会長 じゃ最後に金子さんどうぞ。

金子昌義委員（清水市議会議員） ただいま委員の皆さんからのお話ありましたように、私の第

2部会でも、これは8月の12日に、各部会の先頭を切って行われました。そのときに、この人口問題で、かなり時間を取りました。というのは、それだけ紛糾したというふうに、議論が活発に行われたというふうに理解をいただきたいと思います。と同時に、8月の25日にございました、今、織田委員のほうから説明がありましたように、そこで私は、第2部会は人口問題と、それから、これは後から出てくると思いますが、46回の地区説明会、これについても、かなり時間がかかりまして、予定の時間を3、40分オーバーするくらいの議論があったわけです。

そういうことから考えますと、このことはやはりこの本会議において、もっと議論をしておくべきだと思います。70万6,000が簡単に簡単になんと言っちゃ失礼ですが、横へ置くように75万で、これでいいんだというふうな形に置かれるということは、これはもっと議論が必要なことだと思います。事務局長さんが先ほど説明をされましたけども、ほんとに、そのことについても、かなりいろんな、村上委員の御発言もありましたし、いろんな各方面からの発言があったわけです。それで時間ももう来ているということで締めていったという経過もあるものですから、もっと徹底してやるべきということを申し上げたいと思います。以上。

小嶋会長 もう議論も出尽くしたようでありますので、人口の問題は、私御意見聞いたところによると、大方の賛同で75万で行こうということでよろしゅうございますね。

それでは、その他新市建設計画につきまして御意見があれば。

栗田知明委員 まず最初に29ページの問題なんですけれども、これはちょっと数字的な問題なんですけど、都市基盤の整備ということで、市街地再開発事業が99億9,000万。それで、この下の数がトータルされたものが、この数字になってるような感じがするんですが、数字がちょっと違うような感じがするんですね。これはこれで、ちょこっと教えてくださいませんか。

小嶋会長 部会長さんに聞きますか。これはどこの部会ですか。

村上委員 自分の部会であっても、数字が違ってるじゃないですかということで、これを印刷なんかを全部してくれるのは。

事務局 事務局からお答えさせていただきます。大変失礼いたしました。今御指摘いただきました市街地再開発事業のこの数字につきましては、訂正をさせていただきたいというふうに思っております。

この原因でございますけれども、実は、下から2つ目でございます港町第2地区と真砂町地区、この2地区合わせまして、当初の数字よりも10億2,000万ほど事業費が減額になっております。したがって10億2,000万円を減額するところを間違えておりましたので、最終的に、この99億9,000万円につきましては、89億7,000万円という形で御訂正を願いたいというふうに思ってお

ります。大変失礼いたしました。

小嶋会長 それでは、ただいまのところ、29ページの再開発事業のトータルの89億7,000万が正しいということで御訂正をお願いいたします。

ほかのところの数字は変えなくていいですか。

事務局 はい。巻頭の99億9,000万円を変えさせていただくと。

小嶋会長 それだけでいいわけね。ほかにございますか。

栗田知明委員 いいですか。今のは指摘だけですから。

財政計画なんですけれども、今回の中で、最終確定してはありませんけれども、事業所税が150億、清水市分がプラス分を含んでると。税金関係ですね。個人市民税関係が約10年間で13億、こういうものが含まれてきているわけなんですけれども、今回この10年間の両市の推計の中での全体の数字と、合併した後での数字の計算をしてみますと、約536億、これだけ10年間で増えるような計算がされているわけですね。これから今言った事業所税、それから個人市民税関係のプラスを除きますと373億、あと若干いろんな問題ありますけれども、単純にその税金関係除くと、これだけの数字がプラス、10年間で。

こういう数字が出されてきている中において、私、財政的な問題から見ていって、両市が合併するという形の中で、今までの両市が運営、この行財政関係やってきたときと比べますと、合併した中でのプラスの予算というものが373億ぐらいしか10年間に出てきていないという勘定をするわけなんですけれども、数字としては、こんな程度なんでしょうか。これは個人市民税と事業所税を除いた分なんです。そして、じゃ今回の計画が出されてきているわけなんですけれども、建設計画の中には企業会計関係も含んでることはわかりますけれども、5千何百億となるわけなんです。この数字の中で、調査費関係を10年間ぐらいで計上してあるんですけれども、調査が完了したら、今度は事業実施に入っていくんじゃないかという点を見てもみますと、こういう数字は、もっと大きくなるような感じがするわけなんですけれども、その辺の財政はどういう形で考えられてきているのかな、その辺ちょっと詳しく、もう一回説明していただきたいと思うんですが。

それから、私、今回全体の建設計画見てもみますと、この中で箱物が結構たくさんあるわけなんです。箱物に対しては、その後の管理運営関係が相当かかってくると思うんですけれども、その辺の想定はどのぐらい、今回のこの中からプラス面として計算された中での財政計画になっているのかな。この辺ちょっと教えてもらいたいと思っております。

事務局 2点お答えを申し上げます。

まず最初に、この財政計画でございますが、この推計につきましては、あくまでも一定のルー



ルに従いまして歳入を積み上げております。したがって、その歳入に従って歳出のほうを割り振ったということございまして、今お尋ねのように調査費が組み込まれていて、それが後に事業化されたときの財源はということございまして、それをいきなり組み込んではいけませんので、必要性が出たときに、また財政計画の中で見直しながら修正をかけていくということになるかというふうに思っております。なお、この財政計画につきましては事業計画ではないので、あくまでも財政推計の中で積み上げた数字ということで御理解をいただきたいと思っております。

それから建物ですね。箱物という、いろんな大型の施設の建設につきます維持管理費、一応これは、この財政計画の中で見ております。したがって、建設費の中で一定のパーセンテージで、普通建設事業費の中の建設費の中で維持管理費を見ております。

栗田知明委員 10年間の。

事務局 10年間じゃございません。直ちに15年でできるわけじゃございませんので、できた年から何年間、これは最長10年間ですから、残りの年数分の時間というものは十分見込んで、この中に入れてございます。

栗田知明委員 大体それじゃ、建設の費用の中に、先行きのその維持管理費関係含んでいるという格好で考えていいわけですね。

事務局 はい。

栗田知明委員 それから、今回この10年間の推計関係を見ていきますと、投資的経費として普通建設事業費が4,854億、これが2市が合算した、2市の単独でやった場合ですね。静岡市、清水市。その数字が約4,854億。今回合併しますと、さっき言ったいろんな要因もありますけれども5,390億。今回の建設計画を見ていきますと、調査後の問題は入っておりませんが、企業関係を含めても5,532億6,000万ぐらい、これぐらいの数字が出されてきているわけなんです。

そうしますと、今までやってきた、両市がやってきた事業関係で残りの部分というのはほとんどなくて、全部この建設計画へ入れなかったならばできないような感じを一見見受けるわけなんですけれども、その辺は支障なくして、今までのような、この投資的経費として載っけない部分は十分な格好で両市にはあるんですか。今まで両市がやってきたようなものは、そうしますと、この建設計画に載っけないものは、基本的にはほとんどできないという格好で考えていいですか。

事務局 お答えいたします。ただいまお尋ねがございました、この財政計画でうたってございまず投資的経費と、それから建設計画で言います事業費、こちらのほうは総額で5,582億円という数字になっておりますが、これとの突合はいきなりはできません。といいますのは、建設計画登

載事業につきましては、公営企業会計も入っております、病院事業会計も入っております。こういうものは別の財源で手当てをいたします。したがって、建設事業は、すべての事業のものをこの中に盛り込んでございますが、ここでお示した建設計画の財政計画は、いわゆる普通会計上の対象になる事業についての財源を明確にしておりますので、内容的には十分突合がされておりますので、事業実施は十分担保をされております。

栗田知明委員 大変申し訳ないですけども、今まで両市がやってきた推計数字と、両市が合併した財政問題から見ていきますと、そんな大きな差がないわけなんですね。先般もちょっと聞いたら、支障なくしてできますよということを聞きましたから安心をしているわけですけども、例えばこの投資的経費で、もとのこういう分野の金がこういう形であるよということで、もう少し財政的な中身の色分けをした形の中での提示はしてもらえないのでしょうか。そういう形をしてもらうことによって、建設計画に入っていない、登載されていないものでも、間違いなくできるんですよという保証を欲しいわけなんですね。

つまり、この建設計画へ登載されてないと、ほとんどできないんだよ、こういう感じになってきますと大変残念に感じておりますし、今回のこの建設計画の中には、1,000万ぐらいの数字も載っけてあるわけなんですね。少ない数字も入れてあるわけですよ。そうしますと、これへ載っけてなくても大丈夫なのかなということも感ずるわけですから、財政的には、もう少し細かく、次回ぐらいまでに出してもらおうということはどうでしょうか。

事務局 お答えいたします。ただいまの御質問は、この建設計画に載っていない事業もやれるという担保、保証をというお話だというふうに理解いたしますが、建設計画につきましては、あくまでも投資的な事業ということで、すべてを抽出したつもりでございます。この中には若干調査費的なものが入っておりますが、これは将来の大型プロジェクトということで、調査費につきましても、一定規模のものは投資的経費の中でカウントをいたしておりますが、これに外れたものにつきましては、通常の消費的経費の中でも執行はいたしていきますので、やりますが、今、栗田委員さんがおっしゃったように、ほかのいろんな事業というのは何が想定されるかわかりませんが、それも財源的に大丈夫だということは申し上げられないということでございます。

小嶋会長 というのは、栗田さんも議員だからわかると思うんだけど、建設計画で出た事業を、そのときの議会とか行政当局が、建設計画で出ている事業と、建設計画に出していないけども、やらなきゃいけないという判断する事業と、そのどっちを優先して判断するかになると思うですよ。ですから、それはやっぱり、そのときにきちとしなきゃいけない事業が出てきたときに、その事業に対する必要性を、どの程度行政当局自体が判断して決めるか、そのものによると僕は思う

んですよね。わかりますか。それはわかっていただけだと思うんですけど。

栗田知明委員 私がちょっと心配するというのは、建設計画に登載されていないものの投資的経費的なものは、今も言われたけれども、基本的には、全部投資的なものは、これへ載ってるんですよと、こう言われましたもので。そうしますと、これ以外のものは載らせるには難しいんですねということを逆に感ずるわけなんです。逆に言いますとね、つまり投資的なものについては、これへ大体全部網羅してあると今言われましたでしょう、事務局のほうから。

小嶋会長 今考えられるものはですよ。そういうことですよ。

栗田知明委員 それはわかります。だからね、結果的に見てくと大変だなと、載っけるのが。それはいいです。

小嶋会長 そういうことを承知の上で、みんな議論して、実施されてきたわけですから、御理解いただきたいと思います。

それでは議論も出尽くしたようであります。

西ヶ谷委員 清水の西ヶ谷です。

13ページと、それから高次高質の行政ですか、37ページに絡むわけですが、事務局長でもいいし村上部会長でもいいわけですが、市民の中では、都市が大きくなったりまちが大きくなりますと、周辺部は、より周辺部になっていくのではないかな、こういう心配がたくさん寄せられてきているわけですよね。中には清水そのものが周辺部になるのではないかと、こういう心配もされているわけですが、ランドデザインの段階では、高次高質の行政という問題の中で、総合支所及び支所への権限と責任の移譲という点が明記がされております。

私、阪神・淡路大震災の神戸市などでの震災対応を見たときなど、特に政令市の場合は、区役所関係に権限と財政を相当移していかないと対応できないのではないかという教訓が、多くの文献で導き出されているわけですが、一般市と比較をしまして。そういうような点で、この総合支所並びに支所をつくった場合で、この権限と責任問題をどう移すかということは非常に大きなテーマだというふうに思うんですが、これも多分相当議論がされているのではないかなというふうに思いますけれども、どういう議論が例えばされて、最終的なまとめとして、それが消えてしまってるものですから、どうなったのかなというふうなところについて、部会長でも結構ですけれども伺っておきたいというふうに思います。

小嶋会長 それでは部会長さん。

村上委員 行財政部会の村上でございます。御質問に一応お答えいたしますが、部会では各総合支所の権限等については一切お話しておりません。基本的に、この問題が協議会でかかわる問題

かどうかという点については、部会長としては疑問に思っています。これについて、その点について討議すべきであるという御意見も部会では全く出ませんでした。私自身が部会長としてそう思ってるというのもございまして、この話はなしで終わりました。以上でございます。

小嶋会長 よろしいですか。

西ヶ谷委員 私は、市民の皆さんから率直にそういう声が出るわけですから、ほんとに住民サービスの向上ということを考えますと、そのランドデザイン段階で明記した点というのは非常に大きい意味を持つというふうに思うんですね。まちが大きくなればなるほど。そういうようなことからいきますと、これを明記しておいたほうがいいんじゃないかなというように考えますので、ぜひそういうことで取り入れていただければ取り入れてほしいということです。

小嶋会長 部会のほうでは、議論そういうふうになかったということですから、それはまた新しい組織がスタートして、どの程度権限を委ねていくかということは、またそのときの状況になると私は思いますのでね、それは合併協議会として、余りそこまで踏み込んだことはしないほうがいいんじゃないかというのが部会長さんの御判断かと思います。しかし、そういう課題があるということは我々もよくわかりますので、一応合併協議会の建設計画としては、これで了解をしたいと思いますが、よろしいですか。

栗田知明委員 最近の新聞をちょっと見たわけなんですけど、この合併問題で国の施策の問題、援助の問題が出されていたわけなんです。私はちょっと、今までの新市建設計画の作成過程を見ていきますと、割合投資的なものに対しても両市で計画されているものを中心として、ほぼ上げていくという、そういうことを言われたとおり、大体計画されているものはほとんどないわけですね。清水で言うと、箱物の中ではまだ計画が表へ出てないものが幾つかありましたけれども、ほぼ大体計画されているものを基本計画を大体載っけてきた、こうやって私感じていたわけなんですけれども、これだけ静岡、清水という一番中枢のところ、両市がこれだけ大きなところが合併するし、その合併するにかかわらず、合併するための何か特別な事業というのが出ていないような感じをするわけなんです。

建設計画は特別な関係ではなくして、今までの計画関係が中心なんですけど、ただ私が言ってるのは、最近の新聞を見ますと、政府の合併関係に対する支援プランとして、この中の1つを見ますと、合併記念公園の整備促進に援助すると、こんなものが載っておりますし、例えば公園関係見ますと、日本平の山頂を見ますが、あれは県立公園、県のものなんです。で、新市で整備関係をするということで、約101億の建設計画へ登載がされてきているわけなんです。で、県にも援助をお願いしたいよと、こういう格好が出ているわけなんですけれども、

例えばこういうものがどこでやるかというより、本来やったら、私は新市でやるべきものではなくして、県立公園であったならば、こういう国の施策の援助関係があるということの中において、何でこの記念するような大々的な日本平の山頂の整備関係や、もっと公園をいかくするというような問題が。この新しく合併という形の中で両市にまたがる場所がされてこないのかな。こういうものを1つの記念事業、それから両市の合併という中で出すことはできないんですかね。そんなことを感ずるわけですからね。議長さん、どうでしょうかね。

小嶋会長 まあ御意見として伺っておきたいと思います。気持ちもよくわかりますけどね。ただ、今我々が取り組んでいるこの段階で建設計画つくってるわけですが、各部会で議論していただいて、一応これをもとに、これから県と協議するわけですよ。さっきもおっしゃったように、国からもいろんな合併を応援するための施策が出てきている。これから建設計画をつくって、それを新たに今度は実行段階で肉づけをしていくという段階に、私は来るだろうとは思っているんですけどね。ただ、今この段階で、すべてそういうことを、県にも記念公園をやってくれとか、そういうことを了解した上でというのは、なかなか難しいと思うので、それぞれの部会で、そういったいろんなハードルを乗り越えて、これだけの建設計画をつくってきていただいたもんですから、一応これを皆さんで了解していただいて、それで県と事務的な協議に、これから入っていきたいというふうに思いますけども、いかがですか。

大体大方の賛同を得られたと、私、今理解しましたので、じゃ、御意見として聞いておきますよ。どうぞ。

西ヶ谷委員 御意見じゃなくて、質問も兼ねてですけども、8月の12日の日に、先ほど金子部会長も言いましたけれども、保健福祉部会をやりました。それで中間素案を、最終素案の案が出まして検討したわけですよ。それで保健福祉部会としては、全体予算の中で、極めて保健福祉部会の比率が低いという点がありますよね。予算的にね。しかし、これからの行政を考えてみますと、少子化対策、子育て支援、それから高齢者対策などは大きな行政上の柱になるという議論がされて、具体的に学童保育支援問題とか保育所問題とか、それから児童館問題とか、いろいろ議論されて、最終的に事務局は、さらに部会へ出された最終素案に加筆をして皆さんに明示をして、部会長会議に報告をするというようになっていたんですよ。しかしきょうこれを読みますと何も変わってないもんですから、その辺が事務局のほうでどういう取り扱いになったのかなと、私は疑問を持つわけです。これは保健福祉部会の名誉に関する問題ですから、その辺を報告を願いたいんですけど。

小嶋会長 じゃ、その辺は部会長さんから。

事務局 事務局のほうからお答えをさせていただきます。

8月12日の保健福祉部会におきまして御議論いただいたわけですが、その際、まず保健・福祉・医療の関係で、北部地域の保健福祉エリアの中で、リハビリセンターの事業が落ちていたということで御指摘をいただいております。今回それにつきましてはプラスをさせていただいております。20ページの中段の中に、リハビリセンターの設置ということで新たな記述を加えさせていただいております。

もう1点御指摘の児童関係のいろいろな支援といいたいまいしょうか、施設等につきましてもいろいろ御意見出まして、例えば公立保育園の民営化というお話もございました。事務局でいろいろ議論をいたしましたが、直ちにここで民営化という話についての記述は困難であるということで、それにつきましては省かせていただいております。

それから簡易児童館等の運営といいたいまいしょうか、それにつきましては、両市とも今相当なレベルで進んでおまして、今の通常の事務処理の中で、十分これから質も高めていくことができるんじゃないかということで、あえてこちらのほうで記述は差し控えさせていただいたということでございまして、いずれも打ち消しておるわけではございませんで、真ん中の代替案がございしますので、そういう向きにつきましては担当課に下ろしてございしますので、そういう向きで実質的な推進整備のほうにつきましては努めてまいる所存でございます。以上でございます。

小嶋会長 ということでございます。それでは、さまざまな議論をいただきましたが、新市建設計画については御決定をいただくこととし、県知事との正式な協議を行うこととしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」と言う者あり)

小嶋会長 ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

次に、「静岡県への要望事項」と「新市建設計画に伴い別途整理する国への要望事項」についてを一括して御協議を願いますが、その前に、県知事への要望結果について、私から御報告をさせていただきます。

静岡県に対しまして、新市建設への一層の支援をお願いをするため、宮城島市長さんとともに、去る8月23日に石川知事を訪問してまいりました。石川知事からは、新市の政令指定都市移行の実現に向けた支援とともに、新市の一体性の確立や、中枢拠点都市実現に資する事業等の積極的な推進について、多大なる御理解をいただいたところであります。今後も機会をとらえて、宮城島市長ともども、引き続き静岡県に対しまして積極的な要望を行ってまいりたいと考えております。以上であります。

それでは、県及び国への要望事項につきまして事務局から説明をいたします。

事務局 それでは資料2 - 2と2 - 3につきまして、一括して御説明させていただきますのでごらんをいただきたいと思ひます。こちらは県及び国への要望事項でございます。

まず資料2 - 2の1ページをお開きを願ひたいと思ひます。静岡県への要望についてでございます。

ただいま会長から御報告がございましたとおり、8月23日に石川県知事さんに対しまして正副会長が要望させていただいたところではありますが、県に対しましてさらに積極的に要望活動を行うべきという御議論を踏まえまして、今回具体的な事業の要望を、別紙2のとおり取りまとめてございますので、これを県に提出をしまひたいと思ひております。

次に資料2 - 3をごらんをいただきたいというふうに思ひます。こちらは国への要望でございますが、1ページをお開きいただきますと、国の要望事項についてまとめて書いてございます。この国への要望事項につきましては、新市建設計画に登載をする事業につきましては、新市または静岡県が事業主体となるものが基本となっておりますが、新市が発展をしていくためには、国の関係事業も、この計画期間に合わせまして積極的に実施をしていただくことが不可欠であるというふうに考えておりますので、このようなことから、新市建設計画とは別に、国への要望事項を整理をいたしまして、国の関係機関に積極的に要望していきたいというふうに考えているものでございます。

要望事項につきましては、各部会での御協議を踏まえまして、2ページから4ページに記載のとおりでございます。政令指定都市の実現ですとか、東海地震対策の推進を始めといたしまして、道路整備ですとか港湾整備など、新市発展に欠かせません、特に重要な12の項目を整理をいたしております。なお、要望方法につきましては、合併協議会が新市建設計画を作成したときは、合併特例法に基づきまして、直ちに総務大臣及び静岡県知事へ送付をしなければならぬこととされておりますので、この送付に合わせまして、関係機関に対しまして合併協議会として要望をしまひたいと思ひております。説明のほうは以上でございます。

小嶋会長 それでは、これらの要望事項につきまして御意見がございましたら御発言をお願いいたします。

吉岡秀規委員（清水地域労働者福祉協議会会長） 清水の吉岡です。

国のほうへの要望事項に私なると思ひますけれども、また後ほど村上委員のほうから、事業所税の特例適用についてのお話があるようですけれども、私は人口増の施策も含めて、今大変雇用場の場というか働く場所がないと。特に私たちは労働組合の関係で、そういうことに関して非常

に強い懸念を持っているわけですが、この事業所で、その後の、私不勉強で知らなかったもんですから、いろいろ勉強させていただきますと、今の時代に、もうこの法律はそぐわないのではないかというふうに思うわけです。といいますのは、特に製造業なんかは、もう国内に工場を置くことができなくて、アジアにどんどん工場が出始めている。そういう中で、ともかくほかの市は別にしても、私たちのこの身の回りには働く場所を確保していくという、こういう施策が、それぞれの都市では必要じゃないかと。で、都市が大きくなることによって事業所税がかかって、そして、そのことにより企業が来てくれなくなるという、こういう事態が仮に起こるとしたら、私は、これは合併することの意義を大きくそぐことになるんじゃないか。

法律というのは、時代の要請だとか、あるいはその発案をした人の思い出とかでできるものでありますから、時代が変わったり、あるいはそういうふうな法律の改正に対して申し入れをして実現に向かって努力するということは大切だというふうに思うわけで、結論から言いますと、国への要望事項の中で、事業所税の取り扱いについて、廃止だとか、あるいはその課税権について市に委ねるだとか、そういうふうなことを、もし入れていただければありがたいということでございます。以上です。

村上委員 今の吉岡さんの御意見は、まことに私も同じようなことを前に申しましたが、全くごもっともなんです、どっちにしましても、国土交通省が、皆さん御存じと思いますが、8月21日に発表しました2002年の税制改正要望の中で、特に事業所税に視点を当てまして、都市再生の必要から、民間の都市への投資促進を目的として、同税の軽減を検討するということになりましたので、国としては間違いなくそういう方向で行くじゃないか。少なくとも新規事業所に対する第1年度の10倍の課税というのは、これは多分是正されるのではないかというふうに思いますが、もしできましたら、これも国の要望の中へ、私も吉岡委員と同様にいただければ大変ありがたいというふうに思います。以上です。

小嶋会長 ほかに御意見ございませんか。

鈴木委員 言ってること、よく理解できるんですけども、静岡にもう実際にかかっているわけですよ。で、清水と合併することによって生じる問題と、そうじゃなくて国の税制そのものを変えてもらうというのはね、私は別な次元で要望すべきだなというふうに思うんです。静岡だって、それは事業所の立場になれば、かからないほうがいいに決まっているんですけども、現実にかかっている問題と、一緒になったときにどうするかという問題は、これは別に考えたほうがいいじゃないかというふうに思います。

小嶋会長 おっしゃるとおりで、実はね、我々も実は国土交通省が来年の税制改革に向けて、あ



あいう強い案を出したというのは、ちょっと聞きました。ただこれは、全国の自治体がそれをどう受け止めるのかというのはこれからなんです。多分、今30万以上の都市のほとんどは、恐らくそれは反対するという雰囲気を出している市長会で聞いているので、それはやはり、それだけの金をまともに失なうわけですよ。それをどういうふうに補てんをするんだという話に、すぐなるわけで、国土交通省の言い分はわからないわけでもないんですけども、これがそのまま施策となって国が出してくるとは思わない。恐らくその事前に、いわゆる自治体の全国組織がいろいろありますから、全国市長会とか、中核市連絡会とか、いろいろなレベルでありますからね。そういうところで意見を集約して、恐らくこれから議論が展開されることになるだろうというふうに思いますので、1市だけの都合で、1自治体だけの都合で、これらについていい悪い、こうしてくれ、ああしてくれという議論は、ちょっと違うかなという感じがします。

村上委員 そうしますと、政令指定都市の人口要件を下げろという要望も、1都市の都合の問題ということになりませんか。

小嶋会長 それは違います。それは。

村上委員 私は、全く同じレベルの問題だと思いますけれども。

小嶋会長 それはね、ほかの都市も同じ問題抱えていますよね。ですから、割と人口の多い全国の市の共通の願いというのがあるんですよ。それと分権を推進するという総務省の立場もあるものだから、それはまた違うと思います。

西ヶ谷委員 清水の西ヶ谷です。

私、国、県への要望事項の最初の項目ですけれども、政令市問題での人口緩和問題で合併協議会として、国、県に対して要望するというような提案になってるわけですが、私は、今までの合併協議会の確認事項からいきますと、これは除外する必要があるというように提案させていただきます。なぜかということになりますと、今まで、最初に小嶋市長が会長のおき、静岡・清水の合併は即政令市ではないと、双方の合併問題だと、こういう確認から始まりまして、政令市問題が次に議論になったときに、別組織を立ち上げて、政令市問題については市民組織でやるんだと、こういうように進んできているわけですね。

ですから、政令市問題が市民にとっていいのか悪いのか。今、市町村が合併をして政令市を望むことがいいのかどうなのかというような議論については、何も今までやられてきてないわけですね、実際。それは市民組織を立ち上げてやるというふうにはやってくる経緯がありますからね。その政令市云々という問題はともかくとして、取り扱いの上で合併協議会が人口緩和問題を要望するというようなことというのは、議論もされておられませんし、私はやることは、今までの

確認の経過からいきますとおかしいのではないかとこのように思いますので、これはちょっと除外をしていただきたいと。

小嶋会長 それはだけでも、もちろん政令市推進の組織をつくるということは、合併協とは別の組織でやるということは了解してやっているわけで、そうですね。がしかし、この場でもね、大方の委員の皆さんからは、その政令市移行を条件にとか、目指そうということは、かなり強く、特に清水の委員の皆さんから出たので、それで、これを合併協議会としても入れようということに、部会の皆さんの中ではなかったのではないかなと思うんですが。部会のほうでもそれで了解されたのではないですか。ですから、大方いいですね。

青島廣幸委員（静岡商工会議所副会頭） 静岡の青島です。

今の議論の中で、私振り返ってみますと、清水の委員の方々から何十項目だかの要望書というんでしょうか、考え方が披瀝された、そのときに、政令市へ向かうんだというはっきりした1項目入っている。我々もそれは了解をし、ただ、暗黙というんでしょうか、ここで議論したとかしないとか、ただその政令指定都市に対する勉強会は、これはこの会議じゃなく、別組織でやろうというようなことで、ほかのあれを立ち上げたというふうに記憶しております。ですから、政令指定都市に向かうということは、この合併協議会の中で、清水から出た要望をみんな了解して、それで進めてきております。それを表立って、政令市って何だというような検討は、他に任せようというようなことだというふうに記憶しておりますので、何らおかしくないというふうに思います。

小嶋会長 それでは、この議論。今の問題ちょっと。違う話なら後にしましょう。

今の西ヶ谷さんの意見について、私はそう理解して、青島さんも今そういう御発言だったと思いますが、皆さん、それでよろしゅうございますか。（「はい」と言う者あり）じゃ、そういうことで、ひとつ西ヶ谷さん、御理解いただきたいと思います。

栗田さんどうぞ。 事業所税の、この要望に入れるかどうかの話にしましょう。剣持さんどうぞ。

剣持邦昭委員（静岡市議会議員） 村上さんからお話、よくわかるわけですが、後ほどこれ議題、協議事項の3で、法による特例項目、この中で、事業所税について当然村上さんから事細かな資料をいただきまして、私どもも拝読をさせていただきましたがね、その辺について当然話もされるし、今これは国への要望の中に入れたらというところと輻湊しちゃう部分があるので、一応国への要望は、先ほど小嶋会長が今、市長会等でもそういう問題も議論していると。あるいは、今、通常国会で継続審議になっているですよね。この合併の特例に関する減免規定というこ

とに対して3年から5年にしようというのは。したがって、これはやはり国会の審議の推移というのを見守る必要もあるんじゃないかなと思いますし、特例市の宮城島市長さんも、特例市の市長会のほうからも、そういうものも、もし合併して30万以上ということになるので、そういう要望も積み上げてもらおう。それはそれとしてということでね、国への現時点の要望事項というのは、後の法による特例項目の中で議論するということで私はいいいと思います。ということで、ひとつ進めていただきたいと思います。

吉岡委員 委員の皆さんおっしゃるようにね、この国への要望事項の中には入れないとしたら、どこでだれがやるのかということ私を明確にすべきだと。あるいは税を取るほうからしてみたら、税が減っちゃうわけだから、それは困るという話なのかね。そういう議論を、どこかでしなきゃいけないわけですね。具体的に今国で審議しているけれども、地方の思いだとか、あるいはここに住む人たちの思いを、だれか伝えてくれたんですかと、国会議員に。地方から出ている人たちに。そういうことは実際問題行われているのかいないのか。伝えるべきか、伝えないべきかということまで含めてね、事業所税について、やっぱり議論していかないと、私、中途半端な税じゃないですからね。そういうふうに思うんですけども、今現在はどうなっているか、どうしようとしていこうとするのかね。

村上委員 たびたび済みません。皆さんをわずらわせまして申し訳ありません。

私ども商工会議所としては、事業所税に反対をしているわけではありません。基本的に。事業所税というものは、それなりの理由があるというのはわかっていますが、この中でどうしても納得できないのは、これは静岡の皆さんもおんなじだと思いますが、初年度の10倍の課税というやつです。これでは、初年度にとにかく10倍も課税されたんでは、これはもう企業進出というのは絶対にあり得ないです。ですから、この10倍もの課税をするのに、進出してくる企業もろくにないと思いますから、この10倍というのだけ是正してくれるように国にお願いするということは、現実が一番この法律で問題になっているのはそこなんです。

ですから、もしできましたら、この事業所税の中の全部ではなくて、初年度の10倍課税というのだけ平年並みにしていただくという1項を入れていただくことはできないだろうか。ほかの問題についてはいろいろありますけど、それはそれでよいとしまして、ただ、これからも、都市間競争の時代で、こういうものがついてると、もうどうにもなりません。産業界としては、これがあるために全然企業誘致できないというふうになってしまいます。その辺だけ、これ全体利益の話ですから、何も清水だけの問題ではありません。静岡にも企業誘致は必要ですので、ここだけ何とかできたら国へお願いするという中に1項加えていただけないだろうかというふうに

思います。以上です。

鈴木委員 そのことよくわかるんですが、合併協として国に要望する事項の中に入れたほうがいいですか、そのことだけを。私は、合併することによってね、静岡でかかっている、清水で当然かかるのは皆さん承知の上で、この協議会できてるわけですよ。だからそのことを要望するのに、その10倍になることだけを緩和しろというのが、僕はそぐわないような気がするの。それはそれで、静岡の議会、清水の議会、あるいは市長会なりでやるべき話でね。当然かかっているわけでしょう。これを国に要望して1項入れろというのは入れりゃいいんだけど、それだけじゃ済まない話でしょう。

吉岡さんの言ったのは、そういう運動は運動でやればいいと思うんです。ただ、この合併協の中でね、清水が一緒になって、要するに今までない税金が新しくかかる、そのことを、この合併協の中で何とかしろというならわかるですよ。そうじゃなくて、国に対して、おれっちは一緒になると税金かかっちゃうんで、国のほうで減免しろという言い方は、この合併協の中の全体意見として出すのはおかしいんじゃないかなというの。違いますかね。

小嶋会長 いずれにしても、この事業所税というのは人口30万以上の都市、大体全国でいくと、すべてじゃないんですけど、中核市以上なんです。で、恐らく、実は今私が、その会長なんです。28市あるんですけども。これから国土交通省で、そういう案が出たことについて、今度我々は我々としてどう対処していくのか、中核市、政令市も一緒だと思いますけども、どういうふうに関の方針に対して対処していくかということの議論は、これからはなきゃいけないと思っていますけども。その前に今鈴木委員がおっしゃったように、合併協として、それに対してのことについて意見を言うのは、ちょっと違うと思いますから。

で、先ほど言ったように、不均一課税の話はね、また後でするときがありますので、そのときにまたその事業所税の話はしていただいて、事業所税全体の制度の問題については、やはり私は、これから始まる話ですから、ここで我々が言うことがいいのかどうか、ちょっと的が外れているというふうに私も思うもんですからね。問題はよくわかります。問題の認識はね。ということで御理解いただきたいですけど。

はい、一言どうぞ。

吉岡委員 鈴木委員がおっしゃった内容と、私ちょっとこれ違うじゃないかなと思うんですけど、この合併協の成り立ちそのものが、合併の是非も含めて、この協議会の中で判断していこうと。そうすると、是か非かを決めるときには、メリットとデメリットがあるわけですね。私が言うのは、デメリットの部分は極力つぶしていくという、こういう作業がないと、最終判断するとき、

私は合併に対しては、それはノーですという、こういう答えを出さざるを得ない、そういう立場ですから、デメリットの部分については、前向きにどんどんつぶしていきましょうと。そういう意味合いで、私は国の要望に入れていただきたいと。しかし、今会長おっしゃるように、この場ではそぐわないと、違う場で会長が一生懸命努力してくださると、こういう話ですので、そういうことなら、それでいいのかなとは思いますが。私はそういうふうに、この合併協の立場というふうなものを認識しております。

小嶋会長 議論も出尽くしたようでありますので、風間委員どうぞ、最後に。

風間委員 済みません、意見だけなんですけれども。

この事業所税については、やっぱり都市部への一極集中とか、そういうものを排除する意味でも、この事業所税の目的というものはあると思うんですね。だからやっぱり、静岡・清水が合併する場合には、やっぱり新しい企業の参入というものも当然図っていかねばいけない。そして、これから不透明な時代の中において雇用の確保も図っていかねばいけない。そういうことを考えると、やっぱり極めて重要な、地域の戦略として非常に重要なポイントになるんじゃないかと思うんですね。そういった面において、新規参入の10倍課税とかいう問題もありますけれども、実際には、今後自主課税権の範疇の中に入ってくる問題なのかもしれないと思うんです。そういうことを踏まえて考えますと、やはりきっちりと国への要望という形でしていくということも1つの戦略として考えられるんじゃないかな。つまり、この合併問題には、決してふさわしくないテーマではないと、私自身は思います。

小嶋会長 大変すばらしい意見です。

それでは、いろいろ御意見もありましたから、事業所税のことを要望に入れるかどうかにつきましては、そういうことでひとつ御理解いただいて、後ほどまた不均一課税という議論の中ではないかと思っております。いずれにしても、事業所税全体を国の税制としてどうすべきか、今議論されているようでありますし、一番実はその当事市は我々の市なんです。ですから、我々としても意見を統一して、一致結束して、これからそれに対処していくということになると思っておりますので、そのときのために、皆さんの御意見も一応私伺っておきたいと、今伺ったわけでありまして。そういうことも踏まえて、これからやっていきたいと思っております。ということであります。よろしくお願いいたします。

栗田知明委員 できるだけいろんな要望がありましたら取り上げながら、最大限の努力をしてもらいたいと思っておりますけれども。

それで、県に対する要望というより、施策を建設計画の登載関係見ていきますと、県のものに

対しては、ほとんど実施され、もう決められている事業関係だけ今回掲載されたような感じがするわけなんですね。今回要望という形で、正副会長が知事のところへ行ってくれたということでもありますけれども、私は先ほどちょっと言ったのは、日本平の県立公園の問題なんですけど、今回のここに要望書が出ているわけですね。これから地域に対して説明会等やったりするわけなんですけれども、県事業関係が両市の合併に伴って何かをしてくれるよという問題が一切出ていないと感じているわけなんです。そうしますと、この辺をもうちょっと、県自身の事業は、両市が合併することによってこういう事業をできるだけ努力して推進するよということがなかったならば、両市だけの問題になってしまうような感じをするわけなんです。

そういう意味からいっても、この辺は、新しく説明会に入る前ぐらいに、要望関係をもう一度具体的化して、県自身の事業関係については、もうちょっと具体的化された中で見えるような格好をとれるでしょうか。そうして、特に僕は日本平の山頂の問題なんかについては、ちょうど両市にまたがる問題ですから、これを県が明確にしない中において、この新市だけでやっていくということについては、ちょっと矛盾を感じないわけなんですけれども、その辺に対する考え方はどうでしょうか。

小嶋会長 一応、我々この前要望いたしましたけど。それがすべてすぐ、じゃいつやってくれるか返事くださいというわけにいかない。これは県としてはやっぱり意思決定を、また別のところでしなきゃいけないわけですから。ですから知事さんも前向きに検討、協力はしてくれるという、我々ニュアンスを受けてきましたけど、具体的に、いつ何を、いつまでにやってくれるのかということまでは、これはなかなか難しいんじゃないかな。県は県で、今、財政再建最中だし。しかし、両市の合併は推進したいしということで、知事さんだけの腹でも、なかなかいかないだろうし、議会のほうのこともあるだろうしという感じで私はおります。ただ、これはやはり我々が県にやっぱり、しっかり要望して、県とコミュニケーションとりながら連携をとって、県がやっぱり我々が要望したことに対して、やりやすい条件をつくっていくことが我々の努力かなという感じがいたしますので。

栗田知明委員 今回、こうやって見ていきますと、県事業で言いますが、建設事業が掲載されているものについても、将来の投資的なもので、ほぼ決められているものが載っているわけですが、予算関係まで議会で採択がされていないわけなんですね。けれども、掲載事業として、この建設計画へ載っけられてきているわけですから、私、感触だけではなくして、地域へ説明に行く前に、この辺がもっと具体的になるような格好、議会を通さなくてもできる問題ではなからうかと感じておりますしね。

なぜ僕は日本平ということを使うかといいますと、あそこのところへ公園を買い、芝生広場をつくるしということで、具体的に用地購入関係に入ってきたこともあるわけですし、県立公園なんですね。そうしますと、そんなこともできなくて、何で県がこの両市の合併に対して支援してるのかな。

僕は先ほどちょっと言いましたけれども、新しい市ができる。大きな市ができる。そうしたら、合併に対する記念的な事業が1つぐらい大きな事業が起こってもいいんじゃないのか。さっき言ったのは記念公園だと僕は言いましたけれども、日本平は当然県との関係でありますし、この新市が一部負担することはいいわけですが、事業主体の中心は、県として、それぐらいはやってもらってもいいような感じがしますしね。その辺は最低限頑張って、説明会を行う前に、こういうことですよということが出るような格好にしていきたいと思っておりますけれども。

小嶋会長 御意見として伺っておきます。そういう意見もあったということ、またお伝えしておきます。

御意見も出尽くしたようでありますのでお諮りいたしますが、それでは静岡県への要望事項について及び新市建設計画に伴い別途整理する国への要望事項につきましては、案のとおりとさせていただきますことよろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

#### すり合わせ項目について

小嶋会長 ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

次に、すり合わせ項目についてを議題といたします。

本日は行政連絡機構の取り扱い以下11項目について、両市長の協議で調整が完了し、すり合わせ方針案を作成をいたしましたので、御協議をお願いをし、順次決定をしていただきたいと思います。

なお、合併協議会でこのようなすり合わせ項目の方針を決定していただきますと、その方針を踏まえて、両市の各部局長で構成をする幹事会で、新市の事務事業の具体的な取り扱いを調整をし、その具体的なすり合わせの成果について、次回10月31日開催の第24回の協議会で報告することとしております。このような作業日程からも、ぜひとも本日御決定をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは事務局から、まず一括して説明をいたします。

事務局 それでは、すり合わせ項目につきまして御説明を申し上げます。お手元の資料3の1ページをお開きを願いたいと思います。

まず第2期協議項目の協議状況でございますが、すり合わせ項目につきましては、11の特別職の職員の身分から3ページの30番目の各種事務事業の取り扱いまで20項目が位置づけられておりまして、前回までに資料に記載のとおり、9項目につきまして御決定をさせていただいております。今日は、18番目の行政連絡機構の取り扱い以下、11の項目につきまして御協議をお願いをいたしまして、合併協議会として、すべてのすり合わせ項目にかかわる方針決定をお願いをしようとするものでございます。なお合併議会では、これらのすり合わせ項目につきまして方針を決定をさせていただきますと、その方針を踏まえまして、両市の各部局長で構成をいたしております幹事会で、新市の事務事業の具体的な取り扱いを調整いたしまして、その具体的なすり合わせの成果につきましては、次回の10月31日開催の第24回合併協議会で御報告をさせていただくように予定をいたしておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、本日御協議いただきますすり合わせ項目につきまして一括して御説明をさせていただきます。

まず4ページをお開きを願います。4ページは、行政連絡機構の取り扱いについてでございますが、これは両市の町内会、自治会等が担っております行政連絡機構は、それぞれの歴史や地域における役割、規模等に相違がございますことから、当面現行のとおりといたしまして、合併後に、そのあり方につきまして町内会、自治会等、住民自治組織と協議をすることといたします。ただし、広報紙の配布など行政事務連絡につきまして、新市と新市市民との連絡が円滑に行われるよう、これにつきましては合併時までに新市における取り扱いを検討するものといたします。

次に5ページをお開きを願います。各種福祉制度の取り扱いについてでございますが、各種福祉制度につきましては、市民サービスの向上を図ることを原則に、従来の実績を尊重しつつ、新市全体の均衡を保つよう調整に努めるものといたします。

具体的には、社会福祉事業につきましては、地域格差が生じないように、統合または再編をいたしまして充実に努めるものといたします。障害者福祉事業につきましては、国などの制度に基づいて実施をしております事業は、引き続き推進をするものといたしまして、障害者の社会参加にかかわる事業などは統合または再編をして充実に努めるものといたします。そして、高齢者福祉事業につきましては、国などの制度に基づいて実施をしている事業は引き続き推進をするものといたしまして、両市独自のサービスは、統合または再編をして充実に努めるものといたします。また介護保険事業につきましては、合併時までに新市の事業計画を策定をし、保険料などの統一を図るものといたします。

児童福祉事業につきましては、これも国などの制度に基づいて実施をいたします事業は、引き



続き推進をするものといたします。なお、保育所の保育料につきましては、新市における適切な水準に統一をする方向で検討をするものといたします。

次に6ページをお開きを願います。こちらは国民健康保険事業の取り扱いについてでございますが、国民健康保険事業の根幹をなします賦課方式等につきましては、これは国民健康保険運営協議会に諮問をいたしまして答申を得る必要がありますので、合併後、新市の国民健康保険運営協議会を新たに設置をいたしまして、被保険者に対するサービスの均一化や負担の公平に留意をしつつ、1年以内を目途に、新市の国民健康保険事業を構築をするものといたします。なお、新市の事業構築までの間、両市のそれぞれの制度をそのまま存続をさせるものといたします。

次に7ページをごらんをいただきたいと思えます。こちらは保健衛生事業の取り扱いについてでございますが、新市が中核市としての指定を受けることによりまして、現在静岡市域のみで実施をされております保健所業務を中心とした中核市移譲事務というものが、これが新市全域で実施をされることとなります。したがって、合併時までには保健所業務を中心とした中核市移譲事務の円滑な実施体制を確立するものとして、あわせて両市それぞれの実績を尊重しつつ、新市全体の均衡を保ちながら、市民サービスの向上に向けて統一を図るよう調整をするものといたします。

次に9ページをごらんをください。こちらは清掃事業の取り扱いについてでございます。市民生活に支障を来たさないことを基本にいたしまして、新市において清掃事業については再編をすることといたします。まず、ごみ処理事業につきましては、新市においても、ごみの減量化、資源化を推進をいたしますとともに、ごみの収集方法を新市において再編をするものといたしまして、新市の実態に即した制度が確立をされるまでの間は、現状の収集方法を維持をしていくものといたします。それから、し尿処理事業につきましては、これは収集体制は現在業者ごとに収集区域が指定をされていることのため、当面は現行のとおりといたしますが、収集料金につきましては合併後速やかに統一に向け調整をするものといたします。

次に11ページをお願いをいたします。こちらは、各種産業制度の取り扱いについてでございます。各種産業に係る制度とは、農林水産業、工業、商業などの各種産業の振興に向けた支援制度などのことございまして、例えば中小企業金融対策事業や勤労者福祉事業、認定農業者育成対策事業など、さまざまなものがございまして、これらは産業構造やこれまでの経緯、実情などに応じまして、両市それぞれが取り組んでいるところで現在でございます。新市におきましては、同一または類似をする事業は統合再編に向けて作業を進めますとともに、現在両市それぞれ独自に実施をしている事業につきましては、これまでの経緯に配慮する中で調整をするものといたしま

す。

次に13ページをごらんをいただきたいと思います。こちらは教育制度の取り扱いについてでございますが、まず学校教育につきましては、教育施設の整備などを始めとします教育環境の充実を図るよう調整をするものとしたします。なお学校給食につきましては、両市の実施方法が相違をしております、それぞれの方式が市民に根づいていることから、当面現行のとおりとしたします。

次に社会教育につきましては、両市が保有しております各種施設などを通じまして、学習機会や学習情報の提供に努めるなど、市民サービスの向上を図るよう調整をするものとしたします。なお公民館につきましては、両市のこれも歴史的な経緯などから、規模、役割などが相違をいたしましておりまして、それぞれが各地域において機能をしていることから、現行のとおりとしたします。

次に15ページをお開き願います。消防団の取り扱いについてでございます。消防団につきましては、長い歴史と郷土愛護の精神によりまして、地域に根差した団体でございます。このため、当面現行のとおりとしたします。ただし、団員は新市の消防団員として消防団活動に従事することとなりますので、その身分、報酬、手当などにつきましては合併時に統一をすることとしたします。

続きまして16ページ、17ページをあわせてごらんをいただきたいと思います。こちらは上水道事業の取り扱いと下水道事業の取り扱いについてでございます。上下水道事業につきましては、両市それぞれ水道事業計画、下水道事業計画を定めまして計画的に事業を推進するとともに、水道料金、下水道料金なども、これらの事業計画に基づきまして設定をされております。したがって、合併後も当分の間は両市それぞれの事業計画に基づく事業を継続することとしたしまして、新市における水道事業計画、下水道事業計画を策定後、合併後速やかにこれを策定をいたしまして、新市の料金体系を検討をしていくことにいたしたいというふうに考えております。

最後に18ページをお開きを願います。最後の各種事務事業の取り扱いについてでございますが、これは、これまで御説明をさせていただきました項目以外の事務事業についてのすり合わせ方針を定めるものでございます。各種事務事業の調整につきましては、市民生活の向上を基本に、次の区分に応じて調整をするものとしたします。

まず、中核市や港湾関係の事務などのように、静岡、清水、いずれかの市独自で実施をしております事務事業につきましては、それぞれの市における従来からの経緯ですとか実情等を考慮いたしまして、新市全体の均衡を保つよう調整をするものとしたします。次に、静岡・清水両市が

実施をしている事務事業で同一または類似をするものにつきましては、合理化、効率化の観点から考慮しつつ、統一の方向で新市における取り扱いを検討するものいたします。

以上御説明をいたしましたすり合わせ方針に基づきまして、両市の担当課同士が、この方針に基づきまして具体的な作業を行い、平成14年3月20日の合併協議会での合併の是非決定におきまして、合併を是とする決定が行われた場合には、直ちに平成15年4月1日の合併期日に向けまして、両市のすべての事務事業などについて、合併に向けた準備作業に入っていくということになっております。説明のほうは以上でございます。

小嶋会長 お疲れだと思いますので、ここで暫時休憩をさせていただきたいと思います。再開は3時35分ということにさせていただきます。

( 休 憩 )

小嶋会長 休憩前に引き続きまして、協議を再開します。

まず、行政連絡機構の取扱いについてですが、先ほど説明しましたように、当面現行のとおりとし、合併後に町内会、自治会等住民自治組織と協議をしていくものとする。ただし広報紙の配布等の行政連絡事務につきましては、町内会、自治会等住民自治組織と協議の上、合併時まで新市における取り扱いを検討するものとするという案でございますが、御意見等ございましたら御発言をお願いいたします。よろしいですか。

それでは、この項目については案のとおりとさせていただくことよろしゅうございますか。

( 「異議なし」と言う者あり )

小嶋会長 ありがとうございました。

次に各種福祉制度の取り扱いについてであります。そのすり合わせ方針としましては、市民サービスの向上を図ることを原則に、従来の実績を尊重しつつ、新市全体の均衡を保つよう調整に努めるものとするということでございますが、御意見等ございましたら御発言をお願いいたします。

栗田知明委員 この分野というのは、保育料の問題もそうでありますけれども、料金の問題にあるわけですね。で、新市全体の均衡を保つよう調整に努めるものとする。それはそれで、こういう文章の書き方はいいわけですが、一番今現実に保育料を払ったり、いろんな利用料を払ったり、いろんなことをしてるわけなんですけれども、その金額の違いでどうなるかということが出てこない、よくなるのか悪くなるのか、どうなっちゃうのかという、そういう心配が大変

あるわけなんですけれども、その辺は、これ見ていきますと合併後の問題であるわけなんですよ。

その合併前にどうするかという方向を出して、それが1つの選択肢にしていく必要があるように感じているわけなんですけれども、極端な言い方すれば、市民にとって利用しやすいような方向へ全部統一するという、こういう書き方すれば、保育料も高いほうじゃなくして安いほうへ統一するという問題になるし、いろんな利用料関係についてもそういう問題になっていくわけなんですけれども、これではどうなるかわからないということで、大変心配されるのではないかと思いますよ。新市、新市と、新しい合併後の問題にしてしまうとね。その辺はやっぱり合併前で、こういう問題をはっきりさせていく必要があるように感じております。

小嶋会長 ほかに御意見ございますか。

村上委員 行財政部会にかかわる問題だもんですから、この問題は行財政部会でちょっと討議いたしまして、明文化はされてないんですが、極力低いほうに合わせるという方針で臨むべきだということになっております。ただ、これを明文化できるかどうかというのは、私もわからんもんですから、その辺については皆さんの御意見を伺えればありがたいと思いますが、行財政部会としては基本的にそういう方針でということで、全体の御了解をいただいております。以上です。

小嶋会長 ほかに御意見ございますか。

栗田知明委員 今、村上委員から、そういうような委員会での意見が出されたわけなんですけれども、私どもはどう考えればいいんでしょうか。例えば、今低いほうにとこう言われたわけなんです。市民から見れば、この費用負担が安くなるほうがいいわけなんですから、そういう形で、私どもはこれを考えていいんでしょうか。

小嶋会長 いかがですか。

栗田知明委員 あのね、地区説明会へ入るとき、こういう問題だって、はっきりしないとまずいような感じがするわけなんですけれども、今、村上委員が言われたような格好でいいですか。その辺だけは聞きたいですよ。どうなるのか、高くなるのか安くなるのかわからないではまずいんですよ。だから今言われたように、低いほうに統一をという格好が暗に話をされて方向づけされて、ただ文章として出さないよというような言い方ですからね。議長、そういうことでいいでしょうかね。

小嶋会長 いや、私が決める話じゃないですから。皆さんの御意見どうですか。

篠崎忠雄委員（静岡市助役） 静岡の篠崎でございます。同じ行財政部会です。

これは市民サービスの向上を図ることを原則にと、こう書いてありますように、市民の負担増は求めないようにしようということなんです。ただ、制度によって、制度を統一しよう。例え

ば保育料の場合ですね。全体としては負担増にならなくても、所得区別の料金体系ありますね。それを統一しようとする、下がる人と上がる人が出ることはある。だから、すべて下がるんだと言えるかという、それは難しいんですけども、少なくとも市民の負担増にならないようにしようということだというふうに私は理解しております。

小嶋会長 まあ方程式が違うわけですよ。所得区分とかそういうのが。ですから、清水と静岡で、ある所得のところは高かったり、清水のね。ある所得の人は静岡のほうが高かったりというのがあるんですよ。ですから、そういうのを全体としては今、篠崎委員が言ったように、市民サービスに余分な負担のないことを原則とするけども調整をしていくと、そういう方向でね、そういう意味で考えていただければ、あとはそういう方向で行くということをお願いしていただくということになると思うんですよ。

井上恒弥委員（静岡市議会議員） 静岡の井上です。

ちょっと事務局にこれは伺いたいんですが、今、栗田さんのお話を伺って、え、そうかなと思っております。それというのは、今ここへ出ているのは、すり合わせ方針案ということで、今案を出していただいておりますので、この考え方に基づいて、さらに説明も（１）（２）（３）とあって、その中にまた考え方があります。その考え方によって両市ですり合わせをしていくと、こういうことでございますね。それで、その時期、いつ、そのすり合わせの結果が出るのか。今のお話ですと地区説明会するとき、そういう質問されたら答えようがないよとか何とか、そういう栗田さんの質問が入ってますが、その辺、ちょっと教えてもらえますか。

事務局 お答えをいたします。ただいまの御質問で、このすり合わせの内容につきましては、今両市の担当課同士、もう既に実際の作業に入っているわけでございますが、本日このすり合わせ方針を決定していただきますと、この大きな方針に従いまして具体の作業に入っております。で、およそ1,500から2,000にわたります事務事業につきまして、この方針に従って、それぞれ合併時に統一をする事業、それから合併後に緩やかに検討していく事業、もしくは現行どおりいく事業。このような大きな分け方に、それぞれ事業を分けまして、今御指摘のものは、合併時に統一をする事業が非常に料金等絡んでまいりますと関心が高いわけでございますので、そういう合併時に統一をする、しかも料金等に絡むようなものにつきまして、これはすべての事業について合併時に統一するものは全件リストとして、次回の合併協議会には提出をいたしたいという、今考えて作業を進めております。

したがいまして、きょう今決まれば直ちに作業に入りまして、次回には、合併時に統一をする事業、しかもその現状はこうですよというようなことで、またできればそれをどういう考え方で

合わせていくかというところまでお示しをしていければ、地区説明会に臨んでも支障はないのではないかなというふうに考えております。

小嶋会長 ということです。

池ヶ谷恒雄委員（静岡市議会議長） そこまでお考えになって進めておられるのであれば、それでよろしいんじゃないかと思っております。今からいろいろ皆さんの御意見いただくのは、その説明についてね、これ考え方私違うよとか、そういう格好で御意見いただくな、大いに御議論いただいても結構ですが、すり合わせ案及び説明の部分で問題がないなら、そのまま次の項目へ進んでいただければよいかと私は思います。

栗田知明委員 私、先ほど人口問題も出てきたわけなんですけどね、最近の中で一番大きな問題は少子高齢化なんですね。新しい市をつくって、魅力あるまちづくりをしていくという点から見ていくとね、こういう少子化の中での施策、特別に、こういう保育料もそうだと思いますけれども、その辺だけは特別な形の配慮をしながら、人口が流入できる、新しい市へ来たら子育てがしやすくなったと、こういう形ぐらいの、いい施策をつくっていただきたいと思っています。さっき言われたように、市民に対して負担がかからないような格好での施策を考えてやっていくということですから、それはそれとして了としていきますから、よろしくをお願いします。

小嶋会長 では事務局からは、次回、個々の項目について、また出てくる。

事務局 はい、出させていただきます。

小嶋会長 その上でまた議論したいと思います。

それでは、ただいまの各種福祉制度の取り扱いについては、この方針案でさせていただくということとでよろしゅうございますか。（「はい」と言う者あり）それでは、そのようにさせていただきます。

次に国民健康保険事業の取り扱いについてであります。そのすり合わせ方針としましては、国民健康保険事業については、被保険者に対するサービスの均一化や負担の公平に留意をし、合併後1年以内をめどに新市において統一をするものとする、という案でございますが、御意見等ございましたら御発言をお願いいたします。

栗田知明委員 確認するようで大変申し訳ないですけどもね、さっき言われたような形の中で、負担増にならないような形でこういうものもやってくということで確認していいんですか。

小嶋会長 「負担の公平に留意をし」と書いてある。

栗田知明委員 そうだけど、先ほどね、各種福祉制度の取り扱いという中で言われたと同じような考え方が起こってくるとは違うんでしょうか。

小嶋会長 静岡と清水とは、まず賦課方式が違うんですよ。ここから違いますのでね。ですから、まずいわゆる制度そのもの、原則理念がちょっと違ってきているものですからね。ですから、ここからまず議論していかないと、そこまで合併協議会のほうで踏み入ってこうだというのは、ちょっと難しいじゃないか。だから、1年以内というふうに、新市になってから、できるだけ負担を増やさない、負担の公平に留意をしてということにしようということなんですね。これはまた静岡と清水の一般会計から大分補填はしていると思いますけれども、本来我々のほうは保険料で独立採算のような格好でやってるものですからね。そういうなかなか、税と料と違うんですけども。それはだから、なかなか負担を増やさないで、できるだけ公平にというようなことはいこうじゃないかということなんですね。ですから合併協議会で、ここでその後のことについてどうかというのはなかなか難しいんで、こういうふうにしようということですよ。

栗田知明委員 今、議長言われたとおり、負担を増やさないように、そして公平にという格好で私ども認識すればいいですね。そういうことでいいですね。今、議長が言われたような格好で。

小嶋会長 できるだけ、そういうふうにしようということですね。

それでは、御意見等もないようでしたら、この項目につきましても案のとおりとさせていただきます。どうかよろしゅうございますか。（「はい」と言う者あり）ありがとうございました。

次に保健衛生事業の取り扱いについてであります。そのすり合わせ方針としましては、保健衛生事業については、合併時までに保健所業務を中心とした中核市移譲事務の円滑な実施体制を確立するとともに、両市それぞれの実績を尊重しつつ、新市全体の均衡を保ちながら、市民サービスの向上に向けて統一を図るよう調整するものとするということでございますが、御意見等ございましたら御発言をお願いいたします。これはいいですね。

それでは、この項目につきましても案のとおりとさせていただきます。どうかよろしゅうございますか。

栗田知明委員 ちょっとわからなくて申し訳ないんですけども、保健所業務等がありますね。静岡の場合は市がやっている。清水の場合は県がやっている。こういう問題は、いつの時点で、どう直していくんですか。

事務局 お答えいたします。保健所は、人口30万以上が一応対象となることございまして、静岡市は既に保健所を設置しておりますが、それ以下のところにつきましては県のほうが所管をしておるわけでございますが、今回合併で両市一緒になりますと、両市が中核市になるということで、保健所の設置はもちろんでございますが、中核市としての保健衛生事務のまた移譲も県からございますので、それを合わせまして新市が引き継いでやっていくという形になります。

栗田知明委員 そうしますと、今、清水にある県の保健所については、基本的には、それが合併時で移行されてきて、静岡市が今されている保健所業務と同じような中身の状態としてやっていくということになるわけですね。新市でやっていくということで。

事務局 お答えいたします。現在、清水市内にございます県の保健所機能につきましては、まだ庵原3町の所管もございまして、中部医療圏という形で、この中部地域の保健衛生を全部県も担っておりますので、必ずしも、この合併によって県のその保健所がなくなるということではございませんので、この新市が担う部分を外した、ほかの県の仕事は、そのままあそこのところでき引き続き継続して事務はとっていただくと、今そのような状況で聞いております。以上でございます。

栗田知明委員 そうしますと、今静岡市には2つあるでしたか。

小嶋会長 保健所は1カ所です。

栗田知明委員 その静岡市の管轄で今やっていて、合併した後、この清水にあるものが一部庵原3町をやりながらも、そして清水市は、その中で分野を分けた格好で、清水が対応するということですか。それとも静岡市の保健所が清水を管轄するということでしょうか。

事務局 お答えいたします。基本的には、どちらの保健所というわけではないんですが、今、静岡に保健所がございまして、そのまま保健所の中核としては、そこがやっていけばいいのかな。で、サービスにつきましては、清水地域には、これまで同様の保健所、保健衛生関係のサービスは受けられるように、これから保健福祉センターの設置もこの建設計画の中に盛り込まれております。どこでどういうふうに機能分担するかは、これからの検討でございますけれども、今まで以上の保健衛生関係の仕事の処理が円滑に進められるような施設配置というか、機能配置をこれから考えていくということでございます。

栗田知明委員 そうしますと、今ある県の保健所は、基本的には、大体合併と同時になくなって、清水市の管轄は静岡にある保健所へ統括されていくという格好なんですね。そうしますと、清水の者にとっては大変不便になっちゃうんですけど、その辺の是正はどう考えておられるんですか。

事務局 再度お答えいたしますが、県の保健所がなくなってしまうという意味ではなくて、県はそのままありまして、庵原3町とかほかの仕事はやりますけれども、今その県が担っております清水市関係の保健衛生関係の仕事については、別途、その仕事を保健福祉センターに移したり、また新たな施設を展開することも考えられますが、いずれにしても、静岡市にお越しをいただくかという部分は、そんなにたくさんあるわけではないと思いますので、清水市の中で処理ができるような形も、これから考えていかなきゃいけないというように考えておりますので、御不便に



なるようなことにはならないというふうに考えております。

小嶋会長 静岡市には、保健所、保健福祉センターがあるんです。そこで保健所業務やってるんです。ですから、そういう格好で清水もなっていく、そういうことです。という方針でしょう。この建設計画ではそうなっていると思います。

それではただいまの項目につきまして、案のとおりとさせていただくことでよろしゅうございますでしょうか。（「はい」と言う者あり）ありがとうございました。

次に清掃事業の取り扱いについてであります。そのすり合わせ方針としましては、市民生活に支障を来たさないことを基本に新市において再編をします。まず1つとして、ごみ処理事業については、ごみの減量化、資源化を推進するとともに、収集方法等を新市において再編成をする。2つ目として、し尿処理事業については、収集体制は当面現行のとおりとする。なお、収集料金については、合併後速やかに統一に向けて調整をするものとするということでございますが、御意見等ございましたら御発言をお願いします。

青木一男委員（清水市議会議員） 清水市側の委員の青木です。

清掃事業の取り扱いについては、私も生活環境部門に属しておりますから、この件については皆さんももちろん御賛同はいただけたらと思っております。

これは静岡市側にぜひお願いしたいということになるかと思えますけど、現時点で、清水市におきましては、ごみの処理につきましては大変清掃工場の問題と申しますが、大変な事態に陥って、静岡市側にごみの処理を年間で5,000トンという形でお願いしてあります。これは、合併が成立したときには、こうした形でももちろん再編されていくということで受けとめて、非常にありがたいことなんですけど、現時点で、これから地区説明会等に、私ども出させていただく中で必ず質問が飛んでくるのではないかと私は覚悟しておるんですけど、清水市側は、やはり生活に一番結びついた、これは問題だと思っております。

合併時から、それからのことはいいんですけど、それ以前の問題として、清水市側が困った場合には、それをまた受け入れる要素があるのか、その辺について見解は難しいと思えますけど、ぜひ市長のお考えをお聞きしておきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

小嶋会長 ちょっとここでの議論にはそぐわないことなんですけど、またそのとき御相談に。まあ、静岡の地域といろいろ約束事があるもんですから、なかなか、ここではお答えできにくいと思えます。

それでは、御発言もないようでありますので、清掃業務の取り扱いについても、案のとおりとさせていただくことでよろしゅうございますか。そのようにさせていただきます。

次に、各種産業制度の取り扱いについてであります。そのすり合わせ方針としましては、各種産業に係る制度のうち、同一または類似する事業は統合または再編に向けて作業を進めるとともに、両市それぞれ独自に実施している事業は、これまでの経緯に配慮する中で調整をするものとするということですが、御意見等ございましたら御発言をお願いします。

これは両市いろいろ事情がありますからね。そういうことでよろしゅうございますか。それでは、この項目につきましても、案のとおりとさせていただくことでよろしゅうございますか。（「はい」と言う者あり）そのとおりとさせていただきます。

次に教育制度の取り扱いについてですが、すり合わせ方針としましては、学校教育については、教育環境の充実を図るよう調整するものとする。なお、学校給食については当面現行のとおりとする。社会教育については、学習機会、情報の提供に努めるなど、市民生活の向上を図るよう調整をするものとする。なお公民館については現行のとおりとするということですが、御意見等ございましたら御発言をお願いします。

栗田知明委員 懸念するのが、学校給食について、当面現行のとおりとする。当面現行のとおりとするという格好は、変えていくよって、こういう文章の書き方に感ずるわけなんですけれども、こちら辺の、ちょっと説明していただけませんか。当面現行のとおり。

事務局 今回のすり合わせの中でいろいろその方針のエキスみたいな言葉がたくさん出てまいります。例えば「当分の間」ということですか、「当面現行のとおり」、今御指摘いただきましたが、このようなことを書いてございますが、「当面現行のとおり」というのは全体で4カ所に今使われておるわけですが、これにつきましては基本的には将来は変えるんだという意思はございます。因みにほかで使ってるところは、町内会の統一につきましても「当面」という言い方をしてますし、消防団、第三セクター等につきましても、「当面現行のとおり」という形で今考えておりますので、御質問のとおり、変えるんだという意思はあります。以上でございます。

栗田知明委員 清水市の場合、御存じのとおり調理の委託方式を、この2学期から中学校給食にほぼ入るわけなんです。そして、今のこの検討されている合併問題が、すぐ目前の15年4月を目途としているということから見ていきますと、清水は、自校方式が小学校給食でやられていて、それから調理委託方式が中学校で実施される、こういう格好で、全然静岡市とはやり方が違っているわけなんです。当面将来変えていくよということを明確に出すのではなくして、関係者自身が意図する格好を、もう少し関係者、つまり先ほど来僕が感じていると、市民に対して不安を与えないような格好のやり方が言われてきているわけですから、行政の上側からの問題ではなく

して、市民が関係する、給食に携わっている人がそれでいいというのだったら、そのまま続行していけばいいような感じがするわけなんですけれども、そういう考え方にはならないんでしょうか。

小嶋会長 それは多分栗田さんの御意見だと思いますけれども、ほかの方の御意見はどうか。

村上委員 たびたび、あんまり口をききたくないんですが、申し訳ありません。

私、清水で給食関係の行政改革審議会やってたもんですから、その立場からちょっと申し上げますと、現在この問題は、静岡は確かに給食センターを使い、清水は中学校の場合は委託方式になり、小学校のほうは相変わらず自校方式ということですが、事態は非常に流動的でしてね。どっちもこのまま、そのままでいけるとは、ちょっと思えないというのが全般的な把握です。これはやっぱり生徒数が激減しているということとか、そういった問題とも絡まってくるもんですから、必ずしも将来ずっとセンター方式がいいとか自校方式がいいとか、あるいは委託方式がいいとかいうふうに一概にやっぱり言えないところがあって、これはやっぱり社会情勢の変化とともに、どうも変化していくべき問題だなというふうに私は認識しております。

したがって、やっぱりこれ、とりあえずのところ、現在の両市の施策というのは、両市の市民の皆さんの御希望によって出てきたことだから、これをやはり当面は維持していくと。社会情勢の変化によって考えていくというのが、やはり一番正しい考え方ではないかというふうに私自身は思っております。以上です。

織田委員 静岡の織田でございます。

教育文化の部会の担当だということもありますし、議論を一度した経緯もございますので、御説明申し上げますと、静岡は今、村上委員のおっしゃるようにセンター方式で、清水は自校方式というような方式をとっております。学校教育法とかいろんなことを考えれば、やっぱり児童の教育と健康を維持していくということも、定義とすることもあろうというふうに思います。

そんな中で、その地域の人にとって、どの方式が最も好ましいのか、または求められているかということが、やっぱり一番の決定をする要因になろうかというふうに思いますので、現在は清水は自校方式でやられているので、現行のとおりとする。将来的には、市民の皆さんの、または学校関係者の皆さんの御意見をくみながら、変えていったほうがいいものであれば変えていくべきだろうし、現在のほうがいいものであれば、現行で行くべきだというような議論をしていくことは、今後の問題だというふうにして、当面は現行のとおりというふうに意見が多かったように記憶をしております。以上です。

栗田知明委員 大体わかりました。私の言うのは、当面というと、あんまり先のことじゃないよ

うな感じがしましてね、ここ何年かという簡単な言い方のような感じがしましたが、そういうことはないですね。

それからね、社会教育の問題で、先般ちょっと資料を見させてもらった中で、図書館関係における、図書館というより司書の配置の問題なんですね。学校関係における司書の配置の問題なんかについては、静岡市と今の清水市の現状が相当差がある、こういうことが出されてきておりまして、現実はそのとおりなんですね。清水の学校関係の図書館には司書は基本的には置かれていないと思いました。そういう点から見ていくと、こういう社会教育の、そういう図書館関係の問題は、どんな形にされていくんでしょうか。それとも水準をほぼ合わせていく格好で司書の採用に入るんでしょうか。

小嶋会長 それは新市が決めてく問題だと思いますけど。それは、なかなかここでは決められない話で、現在今両市、政策的にやってるわけですからね。静岡もいつまでもそういうふうにするとは考えられないわけだから、何ともそれは言えないんで、そういう議論は、ひとつここでは余りされないほうがいいと思います。

栗田知明委員 そういう議論をここでするしないという問題ではなくして、余りバランスがおいしいものは直していかなければならんと思うんですよ。（発言する者あり）一緒にする？（「サービスの平等に務めるように……」と言う者あり）それでは私聞きますけれども、清水にも、静岡並みに司書の配置をすると考えていいんですね。今、剣持委員が言われたような格好から見ていくと。議長いいですか。

小嶋会長 だけど、新市が決めていく話ですよ。

栗田知明委員 そうじゃないでしょう。今、静岡の委員の方が言われましたけどね。じゃ高いほうの静岡市並みに司書の配置も清水分、不足している分はしていきますよと、こうやって考えていいんですね。

小嶋会長 まあそれは栗田さんの御意見として聞いておきます。

それでは、ほかにないようでありますので、ただいまの教育制度の取り扱いについて、この方針案のとおりとさせていただくことによろしゅうございますか。そのとおりとさせていただきます。

次に消防団の取り扱いについてであります、すり合わせ方針としましては、消防団については当面現行のとおりとする。ただし団員の身分、報酬、手当等については合併時に統一をすることにしたと思います。御意見等ございましたら御発言をお願いいたします。

これは消防団の方の御意見も聞きながらね。それではこの消防団の取り扱いにつきましても、

この案のとおりとさせていただくことでよろしゅうございますか。（「はい」と言う者あり）ありがとうございます。

次に上水道事業の取り扱いについてであります、そのすり合わせ方針としましては、上水道事業については合併後当分の間、現行のとおりとし、新市における水道事業計画を合併後速やかに策定をし、新市の料金体系等を検討するものとするということでございますが、御意見等ございましたら御発言をお願いいたします。

栗田知明委員 料金関係の体系として、この1市、2つの制度が設けるような格好になるんですね。つまり料金の違いが起こる。今の場合で見てきますと、清水市のほうが低いわけですね。で、ほぼ健全財政がなされていると僕は見ているわけですがけれども、こういうのは、どういう処置をするのかね。これに書いてあるのはわかります。新市の料金体系等検討するものとする。これも先ほどから言われたような格好で、市民負担を増にしないような格好か、それとも企業会計を守るような格好にするのか、その辺はどんな格好の考え方ですり合わせに入るんでしょうかね。

小嶋会長 これは結局、新市における水道事業計画を策定をすると。それに対してどの程度投資が必要になってくるかということが出てくるわけですよ。独立会計だから。それによって、僕は料金の体系は、また新しく新市として作り直すということになるのではないかなというふうに思いますけどね。それが一応理屈でしょ、多分。それが余り従来の市民に対する条件と駆け離れているようじゃ、水道事業計画も見直さなきゃならないけども、やっぱり両市の統一した水道事業計画をつくった上での話、それに対するコストをどういうふうにしていくかという話になるんじゃないですか。大体どこの水道料金の算定の仕方も、そういうやり方で、どこの市町村もやっていますよ。よろしいですか。（「はい」と言う者あり）

それでは、この上水道事業の取り扱いにつきましても、案のとおりとさせていただくことでよろしゅうございますか。そのようにさせていただきます。

次に下水道事業の取り扱いについてであります、そのすり合わせ方針としましては、下水道事業については合併後当分の間現行のとおりとし、新市における下水道事業計画を合併後速やかに策定をし、新市の料金体系等を検討するものとするということでありますが、これも御意見があればお伺いしたいと思います。これも水道と同じことになるというふうに思います。

それでは、この項目につきましても案のとおりとさせていただくことでよろしゅうございますか。（「異議なし」と言う者あり）

次に、各種事務事業の取り扱いについてであります、そのすり合わせ方針としましては、各種事務事業の調整については、市民生活の向上を基本に、次の区分に応じて調整をするものとす

る。1つとして、一方の市独自の事務事業については、従来からの経緯や実績等を考慮し、新市全体の均衡を保つよう調整をするものとする。2つ目として、同一または類似をする事務事業については、合理化、効率化の観点を考慮しつつ、統一の方向で新市における取り扱いを検討するものとするということでございますが、これも御意見がありましたら御発言をお願いいたします。いいですね。

それでは、この項目につきましても案のとおりとさせていただくことでよろしゅうございますか。（「はい」と言う者あり）ありがとうございました。

それでは次に、法による特例項目についてを議題といたします。

あらかじめ村上委員さんから、事業所税に関する意見の発表の申し出がありますので許可することといたします。それでは村上委員どうぞ。

#### 法による特例項目について

村上委員 商工会議所の村上でございます。

事業所税につきまして、過去何度か御審議をいただきましたが、清水商工会議所としては統一見解をまとめましたので、皆様のもとにレジメとしてお届けをさせていただきましたが、簡単に御説明をさせていただきます。

まず事業所税の基本的見解ということにつきましても、事業所税というのは、先ほどもお話ございましたように、初年度の新規事業所に対する初年度の過重な課税とか、例外減免の多様化とか複雑化、あるいはまた目的税でありながら、その用途の不明確化、一般財源化など、納得できないところは多々あるわけですが、基本的には、この税制を是といたします。

それはなぜかと申しますと、別表をごらんいただくとわかりますが、この財源は損金算入が企業としては可能でございます。自主財源として、しかもなおその税収は100%地元で活用できるという点がございます。当税によって法人の利益が減少いたしますと、法人税が減少します。

参考資料の2によりますと、事業所税を、例えば1,000万円損金算入しますと、概算で400万円が、ほかの税において軽減されます。したがって、これをちょっと比較してみますと、国税が結局減りまして、市民に入る、市庫に入る税金が増えるという形になりますので、いわば自主財源が増え、還元率の低い国税が減るという形になります。

これをちょっと税率でどのくらい違うかということ、ちょっと申し上げますと、私の調査では、事業所税を納めない場合は国税が67%になりますが、税金全体の中で67%が、これが53%に減ります。だから、県の法人税並びに県の事業税が25%が19%に減ります。それから市民税が

8%だったのが、これが28%に増えるということで、国税と県税が大幅に減り、市民税といいますが、市庫に納入される金額が圧倒的に増えるという形になりますので、自主財源が増えるということで、そういう意味では都市の健全化というものを図る意味では、この税制というのは基本的に理解を示してもよからうということでございます。

しかしながら、現実的にそれではこれをどういうふうに適用するかということを考えるときに、ぜひ政策的配慮から、特例による段階的適用をお願いしたいというのが私どもの希望であります。

御承知のように、もう静岡の事業所の皆さんは既にこれを納めておられますから、この問題に関しての納税は、いわば織り込み済みだというふうに理解しますが、清水の事業所にとって初めて直面する新税でありまして、なおかつ御承知のように、今年はマイナス成長も予測されるほどの景気状況になりました。この厳しい経営環境の中では、損益状況にかかわりなく、突然このような外形標準課税を課せられるのは、多くの事業所にとって大変な苦しみとなります。バブル崩壊後、日本の企業すべてが経営健全化に血のにじむような努力を続けておりますが、国際会計基準が標準化されるようになって以降、単年度決算の損益のいかんは、各事業所にとって非常に重要な問題になりました。これはバブル以前とは格段にその把握の仕方が違うというふうになりました。今3期連続で赤字決算が続きますと、内部留保があろうがなかろうが、金融機関が融資を打ち切って当たり前という時代になりつつあります。

このようなとき、事業所税の課税により利益計上ができない事業所が発生するということもあり得ます。突然の課税によって企業努力が水泡に期し、倒産という状況に万一立ち至って失職者が出たとき、特例適用を認めなかったといたしますと、この当協議会は、それなりの責任を問われることになりはしないかというふうに思うわけであります。

今100%課税を突然いたしますのは、明らかにこれはハードランディングになります。しかし、法的な手続によってソフトランディングができ、なおかつソフトランディングによってそのような危機を回避できるとすれば、当然のことながらソフトランディングをするというのが、行政がやるべきことであろうというふうに私は思います。バブル期ならいざ知らず、この容易ならぬ景気状況下で、特例非適用を当協議会が決定した場合、清水市内の事業所の合併に対する意欲というものも、残念ながら減退するという可能性もあり得ます。したがって、できるだけ企業ダメージを回避し、企業の健全な経営能力の回復を損なわぬように、期間的、税率的に段階的な適用を政策的に御配慮いただきたいというふうに思うわけであります。

それから、この制度は静岡の事業所の皆さんにとっても全然メリットがないわけではないということでございます。例えば、静岡に現在500㎡の事業所があり、清水にも500㎡の事業所があ

って、この会社は税率適用がございませんが、これが合併することによって両方合わせると1,000㎡ということになりますと、その会社は、たとえ静岡に本社があろうが清水に本社があろうが、やはり全部適用になるわけでございます。で、静岡、清水の場合は、これは昔から一体化しておりますので、そういう事業所は非常に数が多い。したがって、これは清水のみならず、静岡の事業所の皆さんにとっても、新規にこの課税になる、対象になる会社にとりましては、このような施策が、やはり望ましいのではないかというふうに思っております。

次に、特例適用の合法性ということについて、ちょっと申し述べたいと思います。今申し上げたのは政治的配慮をしていただきたいということでございますが、ほかに、今まで特例を適用すべきではないという御意見を、幾つかの委員の皆さんからいただいております。それは対等合併の場合、特例の適用はあり得ないという御主張でございます。

その論拠の第1は、対等合併は両市のすべての行政システムを白紙に戻して、新しい制度を決定するのだから、一地域だけの特例を認めることは、対等の趣旨に反するという御意見でございます。第2に、過去の対等合併の事例において事業所税の特例が適用されたことがないので、特例の適用は前例に背くと、こういう御意見が2つございました。これに対して配布させていただきましたのが3ページ目の資料でございます。これは「静岡市・清水市の合併に伴う事業所税の取り扱いについて」という資料でございます。これは私自身が調べたものでございますが、ある程度総務省の見解に沿ったものだということで、考え方に間違いはないということで、関係諸氏の御同意はいただいております。

この中で、税の特例制度の適用というのはどういう場合にするかというのは、現行と同様、改正合併特例法施行後も、対等合併、編入合併の区別なく適用される。適用するには、新市において条例に規定される必要があるというふうになっております。つまり、この特例措置は、対等合併とか編入合併にかかわらず適用されるというふうに、もう法律で決まっているということから、対等合併の場合は特例の適用はあり得ないということは当てはまらないであろうというふうに思います。

第2に、過去の対等合併の事例において、事業所税の特例が適用されたことがないので、特例適用はあり得ないという問題について実は調べてみました。要は、過去の合併事例におきまして、事業所税の特例適用の是非が議論になるようなケースが存在したかどうかということ調べてわけでございますが、バブル崩壊後の1990年以降、このようなケースは、基本的にほとんど存在しなかった。大体30万に達するような合併というのがほとんどなかったということが1つございます。で、合併して30万に達するような合併ということで、なおかつこの事業所税が突然一地域の市



民に賦課されたというケースは、ここに書いてございますように、埼玉県のさいたま市のケースだけでございます。

浦和、大宮、与野の人口は45万、43万、8万で、浦和、大宮は既に事業所税が適用になっておりますが、与野は適用になっておりません。で、この与野の場合を調べてみますと、清水とはかなり大きい差があるということがわかりました。与野の人口は8万でございまして、清水が24万でございまして、3倍違います。それに対しまして、与野の事業所数は、適用事業所が34、清水の場合は478で、およそ15倍ぐらい違う。それから事業所税収入も、与野は大体1億円でございましたが、清水は15億円で15倍違うということで、相当大きな差がある。したがって与野の場合は、事業所税を適用するといいますが、その事業所税の対象になる企業そのものが非常に少ないし、税額も少ないということから、余り討議の問題にならなかつたろうというふうに考えられます。したがって、過去の対等合併で、事業所税の特例が適用されたことがないから、特例適用はあり得ないということには、この事実をもって考えると、経験則としては当てはまらないであろうというふうに考えます。

今回のこの静岡と清水の合併は、そのような意味で、事業所税の特例適用の是非が真剣な検討に値するとして、討議になっている、日本で初めてのケースであろうというふうに私は考えます。

以上のところで、翻って静岡市と清水市の現状をさらに調べてみますと、静岡が人口47万、事業所税収入が話題に何度も上りますように20億でございまして、清水が、人口はその半分なのに、事業所税収入は大体15億というふうにされてございまして、1つの事業所で言いますが、静岡の事業所が大体230万の税額に対して、清水の事業所は大体320万の税額になります。これはおよそ1.5倍の税額になる。人口比で言いますが、税額で言いますが、大体そのようになるということでございます。

このような、人口1人、あるいは事業所1つについて50%多い課税が行われることになるというのは、これは先ほど申し上げた、むしろ地域的な甚しい不均衡な課税状況と言うべきではないかというふうに思うわけでございます。事業所といえども、法的人格を認められた住民でありますから、合併後直ちに合併市町村の全域にわたり均一の課税をすることが、合併市町村の住民の負担において甚しく均衡を欠くことが認められる状態の場合は、特例を適用すべきだというふうに法律で決まっているわけでございますから、これを私は、負担の均衡を欠く状態だというふうに見るわけであります。

以上が、以前から当協議会で御意見がありました、特例を適用するべきでないという理論的なお申し出に対する反論というふうにお考えいただければありがたいと思います。

次に、特例の内容についてですが、特例の内容は、できれば当協議会でお決めいただきたいというふうに思いましたが、また時間がかかると、大変むだなことにもなりかねませんので、一応基本案というものを提示させていただくということで書かせていただきました。

御承知のように特例措置は初年度と、それに続く3年間の期間的猶予が定められております。現在、この特例措置は、初年度と、それに続く5年間に改正される可能性が高くて、それは先ほどどなたかがおっしゃいましたように継続審議になっておりますが、まだ決定をされたわけではございません。

それで、現行法に照らして考えますと、最大は4年間の間、初年度から3年間で、当合併協議会は合併を15年の4月と見ておりますので、この初年度はまるまる1年使えるわけでございまして、それ以降の3年も加えますとまるまる4年、この特例が適用されるということになります。この4年間の間、この特例を適用して、課税0%ということもあり得るわけでございます。現実、私が清水の事業所の皆さんにお話してみますと、最大限、とにかく4年間ゼロということで協議会をお願いしろというような御意見は多々ございます。強硬にございました。しかしながら、このような御意見を取り上げていきますと、静岡の皆さんとの不公平という問題も当然出てきますし、ただ交渉の手段としては、こういう手法でやるべきではないかというような御意見もいただきました。

しかし、この協議会は交渉の場ではございません、あくまで。私は、清水の皆さんにもある程度、やっぱり痛みを分かつという精神を持っていただかなくてはならないということから、あくまで当協議会としては、段階的な課税で、清水の事業所の皆さんにも事業所税を支払っていくという姿勢にだんだんなれていただくという意味で、初年度から20%課税し、2年目40、3年目60、4年目80で、特例措置が切れる5年目に100%になるというような形で課税がお願いできればありがたいというふうに思います。

そういう意味で、これは清水商工会議所としては、皆さんの御意見をようようにまとめた結果でございますので、当協議会で、できれば御承認をいただければ大変ありがたいというふうに思っております。

なおかつ、先ほど申し上げた資料の中に、課税に関する特例措置の決定及びその方法というのがございまして、対等合併の場合は、特例措置の内容を合併協議会で協議し、合併協定書に記載し、なおかつその後、合併後、新市における条例制定をしなくてはならないという手続になっております。したがって、当協議会でできましたら、合併協定書に書くという段階まで、以上のお願いに対しまして御明示くだされば大変ありがたいというふうに思います。

以上でございます。御清聴ありがとうございました。

小嶋会長 どうも御苦勞さまでございました。御意見等ございましたら御発言いただきたいと思  
います。

井上委員 静岡の井上です。

特例項目の協議が議案に上がったとき、冒頭に村上委員の顔を見ながら、こういうような考え  
方なんですということ、たしかお話を申し上げました。そのとき一番申し上げたかったこと  
は、今この3の2行目に書いてありますが、対等合併の場合特例の適用はあり得ない、このよ  
うに申し上げた気はございません。そうでなくて、私も一企業人として、静岡市の企業は、既に支  
払っている税金を、対等合併であるなら同時に払ってもいかなもののでしょうか、こういう発言  
で私は申し上げたつもりで、それに村上委員もお答えいただいて、十分理解しておりますとい  
うことで、その会はおさまったと思っております。

で、その次の会に、実は商工会議所へ帰ったけど、話の内容が違っちゃったよということで御  
意見いただきました。そんなふうなことで、今ここへ提言されたお話は、景気、業況、いろいろ  
御理解はしていきたいと思っておりますが、ここで、はいわかりましたというわけにもいくも  
んでもないと思っております。個人的には、これを一応受け取りまして、またいろいろ仲間と、こ  
んな考えでお話があったんですがどんなものかということを持ち帰りたいと私は思っ  
ております。以上です。

林のぶ委員（静岡市教育委員会委員） 静岡の林でございます。

大型の事業所が多い清水が、人口1人当たり、静岡市民に比べて50%も多く課税をさせられて  
いるという点について少し申し上げたいと思うんですが、会社や工場の規模が静岡に比べて大き  
くて、しかも数が多いということは、それだけ工場周辺の道路の整備とか、あるいはそれに使わ  
れる水道、下水道、それからごみの処理など、行政が多くの費用を負担しているということでは  
ないかと思えます。それがどんなになるかはわかりませんが、少なくとも事業所税で比べ  
た場合には、1人当たり50%も多くなるということは、やはりそれだけ公的な費用もたくさんか  
けているということですから、応益負担の原則、これから見て、清水の人口1人当たりの換算と  
静岡の人口との比較というのは矛盾をするのではないかというふうに思っております。静岡市の  
みが事業所税を納めるというのは公平性を欠くと思えます。今後少子高齢社会が本格的に到来し  
ますが、それに対応するためには、たくさんの資金が必要なのに、会社工場の税金が足りない分  
まで、静岡市民とか清水市民が、その税金で負担しなければならないというのはおかしいのでは  
ないかというように思えます。

先ほどから話題になっておりますように、国のほうで、既に廃止の方向等の議論もあるようでございますので、その大きなネットワークで、むしろ別な意味でプッシュをするような方向といえますか、ここでの問題にすることはどうかなというように思っております。以上です。

太田委員 清水の太田でございます。ただいま村上委員さんから詳しい御説明で、静岡側の委員の皆様も大方納得していただいたのではないかと思います。ですが、私は個人的な考えをまた申し述べさせていただきます。

合併しました場合に、これはまだ、ただいまも林委員さんがおっしゃいましたように、国の施策との問題も絡んでおりますけれども、現時点では事業所税が存在することを前提としまして申し上げますが、合併した場合、清水の事業所税は約15億弱と試算されております。確かに新市にとっては大変魅力のある税金ではございます。しかし、先ほど来からおっしゃられているように、昨今非常に景気の後退が一気に加速しておりますし、各事業所の収益悪化が避けられない現状でございます。このような時期に、対等合併ということを理由に、もしその特例措置を適用しないで、合併直後からすぐに全額課税をしたという場合には、その合併のために立ち行かなくなる企業が出ないとも限らないわけですね。そうなりますと、それは将来的に新市の発展には何ら貢献しないものですし、新市の発展に何らつながりません。それどころか、もうこれから長い将来、よりよい発展をしようという、この私どもの合併をしようとする目的に、これは反するものでございます。

そもそも事業所税というのは、人口30万以上の都市に課せられておりますが、これは人口の便益を、それだけの事業所が、人口が多ければ、人口の便益を受けられるということで、30万以上の都市には課せられているのだと思います。しかし、現在24万弱の清水市が、合併をしたから、すぐ翌年から70万都市の便益を、その事業所が受けられるのかというと、決してそんなことではないと存じます。ですから、なかなか翌年から70万の便益を受けて、非常にその事業所が繁栄するんだという理論にはならないと思います。そういうことから、新市が、これからまた50年、100年先を見据えて、よりよい発展をしていこうというときに、合併直後の3年から5年ぐらいというものは、きめ細かな配慮をして当然のことと存じます。

そのような理由で、私は、特例で認められておりますこの事業所税の特例を、何とか静岡側の皆様にも御理解いただいて、ここで承認していただきいたと存じます。以上です。

小澤絹子委員（しずおか女性の会会長） 静岡の小澤です。先ほど村上さんは、事業者の立場として説明して下さったと思いますので、私は一般市民として意見を一応言わせていただきたいと思います。

とにかく税金のことですので、皆さん関係があるわけで、税金のことは、とにかく公平にやっていただきたいというのが私の考え方です。新市になって、これからみんなで一緒にやろうというときに、特例、特例ということでやってしまいますと、これからまたいろんなそういうものが出てくるんじゃないか。そろそろそういうものが出てきたら困るわけですし、そういうふうになってきますと、一般の市民としては、なかなかこれから協力してくださいというときに協力してくれなくなるんじゃないか、そんなふうに思います。

それから、先ほどは税金が清水のほうがこれだけ多いというような話だったんですが、またその前ですと、ごみの問題とか図書館の問題が、さっき出まして、それらは静岡のほうに比べて、はっきり言って清水のほうが遅れていますよね。それを静岡並みに引き上げるとなると、かなり清水のほうに集中的にお金を使う、そういうことにならざるを得ないと思うんですけど。だから、税金出すのはいやだけど、やるほうはたくさんやってもらいたいとなると、静岡のほうの一般市民としては、ちょっと、ということで首をかしげざるを得ないということになりますので、これはぜひ、いろいろあるとは思いますが、公平にやっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

森 襄委員（清水市議会議長） 税金の問題は、やはり両市平等であるべきだと、そういう基本的な考え方はよくわかります。よくわかります。しかし、ここで取り上げられている事業所税の問題については、いろいろ国のほうでも、あるいはマスコミのほうでも取り上げられておりますけれども、私は議論の基本として、現行制度の上でどうだろうか、こういうことをまず基本にして、私の考え方を申し上げたいと思います。

これは村上委員からもお話がありましたように、対等合併、あるいは吸収合併といいますが、そういうことによって、この特例の適用が、その場合には適用されるけれども対等合併の場合は適用されないと、こういう性質のものではないということは、皆さん十分御存じのことだと思います。しかし、特例が設けられているということは、そういうことは承知しながらも、要するに急に変わる、激変緩和の措置として、一定の期間に限ってはそういうことをやらないという、合併の障害になるような要素だと。だから、未来永劫こうするというんじゃなくて、全く暫定期間、一定の期間だけについては激変緩和の措置として採用しようじゃないかと、こういうことになっているわけですから、私は合併の場合には、あらゆる特例事項で、有利になるものについては採用していくべきだと、こういうふうに思うわけですね。

それから目的税とあります。目的税ということは、いわば清水で上がってきた税金については清水の地区にやろうと、こういうことですから、その辺の理解が、いや、静岡で取った事業所税

を清水のほうへ分けたんじゃ、我々は負担だけでもって還元されないんじゃないかと、こういうような考え方があるようですねけれども、これは、果たして目的税というものが、私は適切かどうかという議論はあると思うんですよ。あると思うんですけども、今の段階では、やっぱり目的税というのが設けられていると、こういうことから考えますと、そういう意味では静岡への影響というのは、簡単な話が、静岡から上がった事業所税については静岡へ還元しよう。それから清水から上がったものについては清水へ還元しようというのが原則的な考え方だと、こういうふうになると思うわけです。

そうするとですね、あたかも何と言いますか、清水は合併したけども負担はしないで、いいとこばっか、何と言いますかね、静岡の税金を充ててもらえると、こういうふうな考えがちでございますけれども、私はそうではないと、こういうふうに思いますし、またこの考え方も、言っているかわかりませんが、企業にとっては、ある意味では負担ですからデメリットだと。しかし企業をめぐり、あるいはいろんな公共施設の整備については、やはり市民はそれに伴う整備をしてほしいということを考えますと、市民側から見ると、ある意味ではメリットではないかと。それは企業のほうでは一定数の事業所が負担をするけども、全市民に公共施設の整備ということで影響があると。

これもデメリット、メリットの中でいろいろ考え方が出ようかと、こういうふうになるわけですが、そういう意味において、いろいろなことが考えられるし、私は、この議論については、部会でも申し上げたんですけども、財政部会というのがあるわけですから、財政部会で、甲論乙駁、有利不利、賛成反対の議論をうんと闘わして、そうして基本的なことをここへ出してやるほうが能率的ではないかと。そういう問題を一切ここで40人でやった場合には、相当時間も要するんじゃないかと、こういう意見を申し上げたわけですが、私も最近入ったばかりですから、今までのいきさつがわからなかったわけですが、それは特定の部会に預けるよりも全部でやるんだと、こういうことですが、効果的、能率的に、あるいは核心に触れて議論をするには、財政部会があるわけですから、そういうところで徹底的にやって、財政部会としてはこんなふうなふうに考えるよということで、決定ではなくて案としてここに出して、それを議論するほうが、むしろ結論が早いんじゃないかと。

こんなことも考えたわけですが、ぜひ申し上げたいことは、今言いました目的税ということもありますから、特例事項というのは、法律が予想した、抵抗を和らげていこうと、そうして気持ちよく合併をして、その後はなるべく速やかな一体性の確立という精神もありますから、それはやろうと、こういうことですが、私は基本的に、いつまでも清水は事業所税を負

担しないでいいと、そういうふうにしたいと、そういうけちな考えではなくて、やはり合併をスムーズに実現するためには、そういう緩和措置が法律で認められてると、これは大いに適用すべきじゃないかと、こういうふうにご考慮しまして、私の考え方を申し上げさせていただいたわけです。ぜひよろしくご願ひいたします。

小嶋会長 あらかじめ会議終了時刻をちょっと延長させていただきますので。

松浦徳久委員（静岡市社会福祉協議会会長） 静岡の松浦ですけども、村上委員さんのお話は大変説得力がありまして引き込まれてしまうんですが、どうもときどき、ちょっと論理的におかしいなというところを感じます。それから今、議長さん、最後にお話しいただいたことで、目的税で静岡に上がったのは静岡で、清水に上がったのは清水でというような御発言がありましたけれども、これはこれからの合併後の問題としては大問題になることだと思いますので、ちょっとこの御発言は、なしにさせていただいたほうがよろしいのではないかと思います。

それから、村上委員さんのお話の中で、私は1つ大変心配するのは、今日のすり合わせ事項の中に、国保のことが出ておりまして、私、静岡市の国保の運営委員を少し長くやっておりましたんですが、その国保料を改変するときに、いつも大もめにもめるわけです。で、保険料方式にするか、保険税方式にするかということで、恐らくこれを統一すると、かなり人によって上がる方と下がる方と、ごちゃごちゃになってくると思うんですね。

そうしたときに、この事業所税の問題が、上がった人たちが、あそこで法律に従ったといっただけでよかったんじゃないかと。実は5割かかるわけですね。4年間あれしますと、15億が4年で60億ですか、30億、ちょうどあれ計算すると30億安くしてくれということになるんですが、一般の国保の保険料を払う方が、賦課方式が変わったことによって、かなりでこぼこができますので、そこでまたその上がった人たちが、事業者だけはいいなあなんて話になりますので、今最後のお話がありましたように、これはここで決定することでもありませんし、もっともっと深めていただいて、これ見ますと、最後のところの合併協定書に記載というようなことがあります、まだそれまでにはかなり時間がありますので、私は、あんまり細かい税のことはわかりませんが、財政部会の皆さん方を中心に徹底的にやっていただきたい、こういうふうに思っております。

村上委員 今の松浦さんの、国保でございますか。ちょっと意味がわからないもんですから、事務局おわかりになりましたか。

小嶋会長 結局ね、国保の静岡と清水と方式が違うんですよ。国保の保険料の方式と税の方式。これを統一せざるを得ないわけですね。そのときに、人によっては保険料が上がる人と下がる人が出てくるわけですよ。

村上委員 事業所税とどういう関係があるのか、よくわからないもんですから。

小嶋会長 そうやって合併と同時に統一しなきゃいけない、そういう料金、保険料にしても、負担が上がる人にとってみれば、合併による特例措置も何も無い、合併したことによって、減る人もいるけど負担が増える人もいるわけでしょう。なのに、事業所だけどうして特例で免除されるんだということを思う人がいないかということに心配してるわけです。

村上委員 わかりました。

吉岡委員 事業所税の件についてですけど、私は市民の立場というか労働者の立場でお話をしたいと思うんですけど、先ほどもお話ししましたけども、働く場所がないということほどつらいことはないですね。現在、どういう状況下にあるのか、特に製造業というのは惨たんたる状況にあるわけです。今現在、例えば478事業所の15億ですけども、これを単純に割ったら300万。300万稼ぐために、どれだけの努力をしているのかということを見ると、商工会議所はいいという結論を出したらいいんですけども、私はほんとにそうなのかなというふうに思うわけです。

具体的に1つの要望は、478事業所の具体的な事業名と、それから個々の金額をぜひ教えていただきたいと。私のところにも質問が来るもんですから、ぜひそれを教えていただきたい。

それからもう1つは、雇用を守るということは、実はフリーターが今、全国で150万とか200万とかいるわけですね。で、若い人はフリーターでいいですけども、30代のフリーターが出てきていると。40代のフリーターが、もうすぐ出るわけですね。こういう人たちの受け皿は今全くないという、こういうもろもろの状況を考えていくと、私は先ほどの風間委員もおっしゃいましたけども、戦略的に、やはり都市の政策の中でそのことを、働く場をどう確保していくかという考えでいかないといけない時代に来ているというふうに思いますので、ぜひそんな観点からも、この問題については御検討をお願いしたいというふうに思います。以上です。

剣持委員 清水側の減免特例をということに対して静岡市側から、静岡市民を代表してという代弁だと思えます。その辺の今意見が出たということは。

で、1つ問題点として、もし事業所で減免という特例措置をやっていった場合、例えば個人市民税、5万から50万未満は年額2,500円、50万以上今度は年額3,000円になるです。そうしますとね、企業のほうが、例えば減免の緩和措置で4年後に満額事業所税いくと。ところが個人の場合には、50万になりましたから、当然いやも応もなしに均等割として年額3,000円ということになるわけですね。500円上がるわけですが、その辺の説明が、やはり非常に僕は心配になるわけです。

要は新しい、静岡・清水が合併して、財布は一つですから、そういう中で、新しいまちづくり



の視点の中で、どんな形でその税をうまく活用していくかと、そういった意味では私は、与野市、先ほどもお話がありましたけれども、8万でね、大宮と浦和と一緒にやっていくんだ、まちづくりに参加していくんだという、その高い姿勢といたしますか、まちづくりに取り組む。あるいは新潟が今度、あれはいつでしたか、黒崎町で50万以上になって、合併しましたね。黒崎町ですから、町ですから、これは2分の1はとにかく我慢してくれということで、2分の1は要するに事業所で納めますと。片や新潟は、もう50万に近い。足して50万超える。吸収合併ですよ、それは。しかし、今度の場合、清水とは対等合併ですし、まあ対等ということにあんまりこだわるわけじゃないですが、私はそういう視点で、清水の皆さんは非常に勢いがあるということも聞いています。静岡をのみ込むぐらいの努力でということも、ときどき聞こえてくるわけですが、あるいは、その飛躍的な発展を望むためにはね、やはり私は、出すものは市民共有の形のものと一体となってやっていくのがいいじゃないか。

しかし、ここできょう話をまとめようとしてもなかなか大変ですので、先ほど井上さんから、この問題については我々も確かに今清水の実態、よくわかります。倉庫、あるいは港湾関係は4分の3、これは減免規定があるですよ。特例から。非課税になりますから。けども、それを百歩譲って、村上さんの御説明よくわかりましたので、それで事業所税そのものも否定しているわけでもありませんので、真摯に検討させていただきたい。その辺の時間をよろしく願いしたいと思います。

小嶋会長 大体皆さんの言いたいことはわかりました。この問題については、それぞれの立場、あるいは一人一人またお考えがかなり違うということで、それぞれ私もよく理解できるし、ある意味じゃ正しいというふうに思います。しかし、この議論は、いつか決着をしなきゃいけないんですけども、少しまだ決着するには時間的余裕もあると思いますので、また各部会長さんとも相談をしながら、どういうふうな決め方をしていくか、また協議会終わった後、御相談をしたいと思います。きょうは、一応皆さんの意見せいせい言っていたいただいと。それを皆さんお互いに聞いていただいたということで、大変有意義だったと私は思いますので、この不均一課税の問題については、そういうことで、今後継続ということにさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは次に移りますが、法による特例項目につきましては、次回の会議でも少し時間をつくりまして、決定できる項目については、できるだけ決着を目指していきたいと思います。まだほかにも特例項目はあります。特に農業委員会の取り扱いにつきましては、現在、両市の農業委員会で協議が続けられておりまして、次回の合併協議会では、その協議結果を踏まえて取り扱いを

決定してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは最後になります。もう少し御協力をいただきたいと思います。

地区説明会の実施についてを議題といたします。事務局から説明いたします。

#### 地区説明会の実施について

事務局 大変お疲れのところ恐縮でございますが、最後の協議事項ということで、地区説明会の実施について御説明を申し上げます。お手元の資料5の1ページをお開きを願ひたいというふうに思います。資料5の1ページでございます。

まず地区説明会実施の目的でございますが、合併協議会の協議成果を踏まえまして、これらの成果を両市の市民の皆さん方にきめ細かく御説明を申し上げまして、静清合併に対します両市市民の理解を得た上で、平成14年3月20日に予定をいたしております合併協議会としての合併の是非判断を行うために実施をしようとするものでございます。日程につきましては2ページに記載のとおりでございます。平成13年11月25日(日曜日)から平成14年2月12日(火曜日)まで、両市地域の中で46地区で開催をいたします。

地区説明会には小嶋会長、宮城島副会長のほか、5部会から交代制で少なくとも委員1名ずつ、合計7名になりますが、7名の委員さんが参加をいたしていただき、出席された各委員から協議状況について御説明をいただき、会場にお越しの市民の皆さんと意見交換をしていただきたいというふうに考えております。当日地区説明会で配布をいたします資料につきましては、きょう決定していただきました建設計画をもとにいたしまして、別途3ページ、4ページに記載をしておりますような、およそ50ページにわたりますパンフレットを新たにつくらせていただきます。これによりまして、地区説明会での説明をいたしていきたいというふうに考えております。

それから、これから市民の皆さん方へのPR、広報でございますが、両市の広報紙の11月1日号に掲載をいたしてまいります。それから、初めての試みですが、11月の25日の朝刊に新聞折り込みで、この地区説明会での配布資料の概要版というのを、また別途作成いたしますが、この概要版を新聞折り込みで全世帯に配布をしてまいりたいというふうに考えております。また、これ以外にもチラシを作成いたしまして、各公民館等、各公共施設で11月1日から配布をいたしまして、市民の皆さん方に詳しくPRをしていきたいというふうに考えております。

内容につきましては以上でございます。よろしくお願ひを申し上げます。

小嶋会長 ただいまの地区説明会の実施についての説明につきまして御意見等ございましたら御発言をお願いいたします。

望月厚司委員 清水の望月ですけれども、今、地区説明会の実施要綱につきまして説明がありました。目的としましては、3月20日に予定しています合併協議会に向けての合併の是非判断を行うために、地区説明会等を、これからの市民の理解を得たり、そんな目的をもって、この地区説明会をやっていきたいということでありまして、この地区説明会に入る前に、どこの段階まで、協議事項がある程度決められていて、それをもって市民に配布とかという、そのどこの時点というですね、今から当然話を、この次もまだ10月の20日ですか、何かありますけれども、どんなところまで協議がまとまって、それで地区の皆さん方に説明ができるのかどうなのか、この辺について。

事務局 お答えいたします。地区説明会での説明の概要でございますが、もう既に建設計画がきょう御決定いただきましたので、基本はこの建設計画策定に至ります経過並びに、各主要な考え方、そして各部会に分かれまして、これまでずっと協議を続けてまいりました主要な施策の内容、こうしたものを御説明をいただきたい。したがって、内容等につきましては、これからまた事務局で詳しい資料はつくらせていただきまして、地区説明会に臨みます前までには、委員の皆さん方にお手元に差し上げるような形をとってまいりますが、内容的には建設計画を基本に進めたいというふうに考えております。

望月厚司委員 市民にとっては大変関心のあるところであると思っておりますし、また意向把握をするためには大変重要な地区説明会だということを考えましたときに、まだ基本項目の中の部分でもまだ決まっていない部分がある。あるいは特例事項等々も、まだこれから協議をしなければできない。そうすると、そうしたものは、じゃどうするんだと、地区説明会のときに説明できるのかといったときに、我々も当然地区説明会の委員として参加して、例えば名称の問題どうなるんですかといったら、まだ決まってません。あるいは議員特例はどうなりましたとか、事業所税の問題もあります。そういうものが決まらない段階で行った場合に、市民の意向把握とか、あるいは是非判断の部分でどう考えるかという部分が説明し得るかどうかということ考えた場合に、その辺をどこまで、先ほど言ったように、今できました建設計画と、じゃできたところまでというか、合併協議会が開かれるところまでで地区説明会に入るような感じを受けたんですけども、基本項目の5項目のうち、まだ決まってないところがあります。あるいは特例事項もあります。そういう部分をどこまでをやってということがあると思っておりますし、この辺の考え方、我々でき得れば、いろんなものができるだけ説明ができる状況に持っていきたいというのがありますので、この辺との絡みをどうするかということについて、どうでしょう。

事務局 お答えをいたします。

先ほども会長から御報告がありましたとおり、特例項目につきましても、次回には決められる項目については決めていきたいというお話ございましたので、決められた部分については、それをもって地区説明会に臨んでいただきたいというふうに考えておりますが、基本的に合併協議会で特例項目、法の項目、これらにつきましては合併協議会の主体的に決めていくという考え方で協議を進めてきております。その中では、市民の皆さん方の御意見を聞くという話は今まで出ておりませんでした。今回建設計画を中心に地区説明会に臨むというのは、この建設計画の中身を説明していこうと。幸い、時期的に11月から来年の2月ということでございまして、特例項目もなかなか長引きそうな感じもございまして、この地区説明会で、市民の皆さん方の御意見もいろいろ伺えることがあろうかと思っておりますので、決まっていないものにつきましては、そういう中で現状お話をして、市民の皆さん方のお考えもお伺いをして、それをまた合併協議に役立てていただければいいのかなあと、事務局はそう考えております。

望月厚司委員 意向把握をしていくには、私は地区説明会が一番、いわゆる市民との触れ合い、あるいは直接意見聞くというのには大変いいということにはなりますけれども、特にやっぱり一番是非判断を伴うところが合併協議会で決められていないところをそのままにして地区説明会に入ることがいかななものかと。例えば新市の名称問題も含めまして、これはどうなんだろう。例えば、今の日程でいきますと、5つぐらいのやつを選考して出してきましたよと。それ以上は、これからどうやりますかということは、まだ選考委員会の中で、まだどうしようにするかと。一応次回の合併協議会に上げられてきますよということでもありますけれども、名前問題というのは地区説明会では回答としてはできないという現実があったり。

ですから、でき得れば、より多くのものが、地区の皆さんから、どうなってますかと質問が受けられたときにも、やっぱり答えられる状況というのをつくってあげるべきだというように思うわけですよ。ですから、その努力は最大限していかなきゃいけないというのが一方であるんですけども、一方で、新市の名称問題も、現実的には今のスケジュールでいくと、間に合うのかという心配もあるんですけども、この辺はどういうふうに考えていますか。

事務局 じゃ後段のすり合わせの関係でございまして、お答え申し上げますが、きょう方針を決めていただきまして、先ほどもお話申し上げましたとおり、合併時に統一をするものを中心に、これからは協議を進めてまいります。で、来年度1年間で、これをすり合わせをしてまいりたいというつもりで、今事務局は臨んでおりますので、期間的には1年間ございまして、その間にすり合わせをしていきたいというふうに考えております。

小嶋会長 特例項目とか名前とか、いろいろ決めないで地区説明会やるのはどうかと思うという

お話なんです、これは主に建設計画の内容を知ってもらいたいというのが、最初からそういう考えでこの説明会やろうとって、今年の事業計画決めたわけですよ、合併協のね。で、積極的に例えば特例項目について決まってない部分ね。議員の特例の問題とかそういうのについて、皆さんどう思いますかというような聞き方は多分しないと思いますよ。だけど、皆さん聞かれればどうやってますか、今議論してますという答えです。だけど、あなたどう思いますかと言えば言うでしょうね。そういう意見の集約の仕方、僕はいいいんではないかなと。あんまりそれについて、各そういう特例項目について、説明会とって、みんなにどうですか、どうですかと言ったら、これはみんな意見出ちゃって収拾つかない。それだけです。だから、やっぱり我々今まで各部会を通してつくってきて、一番重要な建設計画を、市民の皆さんにできるだけ広く知ってもらうということが一番大きな目的だということ、ひとつ御理解いただきたいと思いますね。

望月厚司委員 当然新市の建設計画等々、我々各部会に分かれましてまとめて、きょうまとまったわけでありましてね。それは一番重要なことだと、よくわかっています。ただ、地区説明会的时候は、当然名前の問題とか特例問題とか、いろいろなのが出てきたときに、まだこれは協議してますよとって、そうしてきますと、意向把握というのはどうするんだとね。意向把握をどうするんだというときに、一番市民と接して、一番市民にいろんなこと投げかけたりなんかできるというのは、やっぱり地区説明会というのは大変重要な位置を占めているんじゃないかなというふうに思うときに、じゃ、2月の、これでいきますと2月の12日が46回目の地区説明会の最終ということになってますね。当然一番初めは11月25日から始めてますから、協議がどんどん進んでいることは事実なんですけども、当然決まってくれば説明はできるんですけども、まとまらないものというのは、なかなか説明ができないという現実がありますよね。ですから、やっぱりどこまでをしっかりと市民に伝えて、これがなくても是非判断とか、じゃ意向把握はまた改めてやるとか、そういうことをもう少し示してから地区説明会に入っていくというですかね。

ですから意向把握というのも、この地区説明会の中に私は入ってるというように思ってるんですよ。やっぱりそうなると、できるだけ地区説明会に入るときには、建設計画はもちろんでありますけれども、基本項目から特例項目等々が地区説明会の中に加わって説明をやることできるという形が、よりいいんではないかというように思うわけでありましてけれども、今の状況でいくと、なかなか入れられないというのが現実的にはあると。そうするとね、意向把握するときにはどういう形でやるんだと、そうしますとね。意向把握するにはどうしてやるんだということが残ってしまうので、その辺やっぱりしっかりしなきゃいけないというふうに私は思うんですけどね。また改めて、じゃ意向把握のための地区説明会やるかといったって、なかなかスケジュール

的にはできないということがありますので、むしろ逆に、しっかり議論をして、それから地区説明会に入るというほうがよろしいのではないかなということを感じますけどね。

鈴木委員 望月さんの言うのもよくわかるんですけど、年間のスケジュールを決めたときに、要するに建設計画をつくって、それを市民に説明をします。そのための説明会を開くということを決めました。それに基づいて部会に分かれて決めて、きょう決定したわけですけども、それを市民の皆さんにお知らせをするということで、市民の皆さんから、ほかの問題があったら答えたいけばいいことであってね、特別その、全体のことを地区説明会で、もちろん決まってることは説明すればいいわけですけども、その主眼は何かといえば、やっぱり新市の建設計画であるというのが当初の眼目でありますので、それで望月さん、いいじゃないかと思えますけど。

望月厚司委員 スケジュールも確かにありますし、それは遵守しなきゃいけないというのは1つあります。もう1つは、合併の今回の協議会そのものというのは、合併の是非も含めて判断をしなきゃできないというときに、市民の意向を把握していくのに何が一番大切かと考えたときに、この地区説明会というのは一番重要視をされてくるというように私は思うんですね。そのときに、やっぱりできるだけ協議をした内容を市民に示すことができ、そこで市民との意見交換ができた、あるいは意見をいただくということができると、より地区説明会とすれば構築された形での地区説明会になってくということになるときに、結構基本項目なり特例項目がまだ決まらないよといったままに入っていくときに、その説明会とすると、それは協議中です、これはまだまだすり合わせできておりませんかというままでいいだろうか。

小嶋会長 わかりました。それでね、私も言われるんですけど、要するに、特例項目とか基本的なことを決めて、例えば地区説明会へ行きますね。そうすると、それじゃ反対だという、それじゃ賛成だということでは言われないように、要するに逆にね、まだ協議中です、皆さんの意見を言っていただければありがたいと、それを逆に聞いて、協議会の決定に反映することのほうが、僕はいいと思っているんですよ、実は。違う？それで決まったものを、直接今からやって、じゃまた変えますということができます？だから、あくまでも建設計画は決まったことだから、これはちゃんとそれぞれの地域とか市民にとって大事なことから、これを知らせるのがまず第一目的で、そのときに、恐らくいろんな市民の皆さん関心があるだろうから、それを聞かれたときに、それについては決まっていますとか、今協議中で、なかなか議論がいろいろあるんで、皆さんの意見をまた言っていただければということで、それをできるだけ反映すれば、私はいいという態度です。

望月厚司委員 今、議長の言うこともわかります。ただ、それでいろんな意見聞きましたと。例えば決まってないのが結構ありますよと。基本項目さえも決まってない。基本項目も、例えば名

称の問題が、今のスケジュールでいくと、なかなか難しいよと。それは決められるかもしれない、わかんないけど、一応今のスケジュールで言うと難しいよというのがあります。特例事項も、確かに精力的にやって、できるだけまとめたいということで、やっぱり努力する必要があるというふうに思いますけれども、ただそういうものが例えば決まらない段階で説明に入って、今、議長が言うようにいろんな皆さんの意見を聞いて、それで結果を出せばいいじゃないかというのはよくわかります。ただ、その後の市民の意向把握というのをどうするんだと。意向把握をどうするんだという部分は、やっぱり一番いいのは、さっき言ったように地区説明会が意向把握するには一番いいだろうというのがありますので、できればできるだけ協議するものは協議して、それで入っていくというのがいいと思うんです。だけど、1回皆さんの意見を聞いたよと。結局合併協議会の皆さんの意見を聞いた後決めるよといったときの、その後の意向把握というのはできないわけですよ。

小嶋会長 そのときにも意向把握すればいいわけでしょう。

望月厚司委員 だけど、そんな方法論が、今あれば、それはそれが僕はいいと思いますよ。

小嶋会長 だから意見を聞いて、それを説明していけばいいじゃないかと。

剣持委員 2期協議を来年の3月31日、一応日程が決められている中で、今日まで2期協議で、特に建設計画を市民の皆さんにできるだけ情報を早く提供したいということで、今部会をやってきて、ようやくきょう最終案ができた。私は、例えばまだ大きな問題であろう名前、あるいは事業所税の問題、議員特例等々は、とにかく合併協の中で大方の賛同が1つのコンセンサスだということになっておりますのでね、引き続き、今この問題については非常に重要でデリケートな部分もありますし、いろんな問題も抱えて、今まだ協議中ということ、そのまま市民にストレートに理解を求めていくと。この問題も避けて通れないから、時間的な余裕があれば、その中で議論していくということで私はいいと思いますが。

栗田知明委員 私は、今回のこの説明会をやって、それで、その後の3月20日に、この合併の是非を問うという形でなかったならば、まだ時間があるのだったら、そういう問題は感じないわけですけども、今回は3月20日に向けて最後の市民に対する説明会になるわけなんですよ。今まで検討してきた問題を説明をし、そして全容を明らかに市民に出して、市民の意向調査に入る。そして3月20日の、その判断に入っていく。僕はそういう点から見ていきますと、今回の地区説明会というのは、市民に公式な形の中での説明するのが最後の場であろうと感じているわけなんですよ。そういうときについては、全容を明らかに表へ出して、そして市民からの意向調査に入っていくにゃならん。それがなくしてね、この後また検討します、これもやっていきますよ、そ

ういう形の中でね、じゃ私ども合併協議会として、是非の判断をするということについては幾ら何でも無責任過ぎる。その前に、明確に出した形の中においてやってもらいたい。

小嶋会長 それはだけど、今年度の我々のつくった事業計画とは全然違うことになるでしょう。

織田委員 静岡の織田でございます。

そもそもその合併協議会、我々のまず職務というか義務というのは、建設計画をつくって市民の皆さんに提示することが義務なんです。最終的に、この基本項目とか何かを、この場で決めていくわけですが、そういうことで、この場で要するにとりあえず合併協議会の案を決めるんです。いいですか、皆さん、この場で決めるんですよ。それを市民から意見をもらうんです。ですから、建設計画を我々がつくったものを市民の皆さんに提示をして、皆さんから御意見をいただいて、最終的にいろんな物事をこの場で決めていくという基本的なルールを、まず認識をしていただきたいんですね。そういう目で合併協議会を、我々部会に分かれてつくって来ました。ですから、いわゆるほんとの教育、文化、生活、福祉、そういう部分まで決めてきたわけじゃないですか。都市基盤とか。そういうものまで決めてきた。これをやっぱり皆さんに説明をして、東静岡どうなりますか、我々の地域はどうなりますか。我々の上下水道はどうなりますかという部分についての意向を聞いてくる。それでこの場で最終的に、それを修正をして決めていこうということをしていけばいいと思うんです。で、最後にこの基本項目とかなんかのことも、もし決まっていなければ、そのときに決めていくという合併計画の流れの中で決めていけばいいんでね。これが決まっていなければ市民に提示できないというのは、むしろ我々の義務責任を全うしてないということになるわけです。いいですか。

金子委員 清水市の金子昌義です。

非常にこれ大切なところへ来たと思います。というのは、地区説明会、46回やりまして、市民の皆さん方が聞きたいことがあって来られます。また、これはどうでしょうかという話に対して意見を言うというときに、その点はまだわかりませんというふうなことは、やはりこれはまずいですよ。合併ですから。合併のための協議をするんですから。ほんともう目の前にちゃんと日が迫っているという状態の中で、まだそれは答えられませんなんという形じゃ、これはいけないことだと思うんです。そういう意味で、市民の皆さん方が押しかけてこられると思いますけども、その人たちに対して、ああわかったという形のものを出していくような、そういう説明会であってほしいと、こんなふうに思います。

小嶋会長 違う。建設計画を説明するのは、つくって説明するのが仕事ですからね。

西ヶ谷委員 織田さん言ってることもよくわかるわけですよ。当然検討してつくり上げたものを



説明して意見を聞くというのは、スケジュールを検討したとき、地区説明会をやるということで、あのとき50回ほどですかやっていくということで、これはしかし、今我々、皆さんが言ってるのは、できる限り建設計画もすり合わせ事項も特例項目も、できる限り市民の皆さん方の要望に答えられるようにまとめてやるという努力をすべきだというのは、私はそのとおりだというふうに思うんですが、もう1点、事務局の説明を聞いてますと、この地区説明会が意向掌握の場だというような文章に受けとめるわけですよ。

4月段階で協議をしたとき、地区説明会は地区説明会だと、意向掌握については別に協議をするんだと、こういう確認事項に、まとめになっているんですよ。議事録を読みますと。ですから、その辺はきちっとやっぱり区分して考えるべきだというふうに私は思うんです。で、説明をやって、いろんな意見を聞いて、その合併協議会ですと、さらに完全なものに仕上げていくという建設計画なり、他のすり合わせ事項なり特例項目を、そういうふうにしていくという点はわかりませんが、これが聞いたことが意向掌握だというふうになってしまいますと、これは私はおかしくなっていくんではないかなというふうに思うんですよね。ですから、別に意向掌握の手法について検討するというようなことであれば、私は別にいいんじゃないかというふうに思うんですけど。

風間委員 合併協議会の合併に対する是非というのは出さなきゃいけない。日にちが迫っているわけなんですけども、それが最終的な結論というわけではなくて、最終的には、両市議会が合併するかしないかを決めるということですね。両市議会において判断がつかないと。もう一回意向把握をすべきだということであれば、住民投票なり何らかの方策はあると思うんですよ。とりあえず合併協議会において、先ほど事務局から話がありましたように、審議が未了になっているものについては積極的に審議をしていくと。で、審議がもしも結果的にまとまらないものについては、その途中経過をお話しし、その途中経過について市民の意見を聞き、それを集約していくと。で、最終的に協議会としての結論を出していくということでいいんじゃないかなと思うんですね。その結論に対して、もしも議会が承服できないということであるならば、議会が独自においてどのような意向調査をするか決定していけばいいという問題ではないかと思えますけど。

望月厚司委員 私は、今回の中でね、このいろんな今までの合併協議会の経過を踏まえ、検討してきたものも披瀝するわけですね。建設計画だけではないんですね。この文章に書いてあるとおり、資料関係についても、この合併協議会で検討してきたものや、皆さんに関係深い事務的なものも全部出すんだよと、こう資料関係では書いてあるわけですよ。そうしますと、市民の側から受けたのは、建設計画の説明だけ受けるという格好で受けていない。そして、この問題の説明会で、3月20日に合併協議会としての是非を問う。こういう格好でありますから、この説明会の中

においては、すべて、100%とは言いませんけれども、大きな問題に対しては明確にわかるような形をとって説明しない限りにおいては、市民の側から言ったら何ら結論が出ていないで、説明会じゃないんじゃないのか。結論が出た形の中において説明し、私どもに判断させると、そういうことが起こるのは当然であろうと感じておりますしね、じゃ、この説明会を終えた後、またそのことについて継続してやっていけばいいじゃないかと、そういう問題じゃないと思うんですよ。

この来年の3月20日には是非を問うということが決められている以上については、是非を問う前に、もう少し市民からの意向、すべて合併協議会で検討し、結論を出した形を市民に提示した形の中での市民からの判断を仰ぎながら、私どもは、こういうところに参加している者としては、市民の意向を把握をしながら、合併協議会に臨んでいく。それは最低限そうしてもらいたいということです。

小嶋会長 まだほかに御意見ございませんか。

織田委員 もう最後にしますけど、要するに決まってないのは、今基本項目では新市の名称だけですよね。財産及び公の施設の取り扱いについては、まだ一部決まってないものもございまして、大きな問題というのは新市の名称ですよね。合併方針、合併方式、合併の期日、事務所の位置は、ほぼ。ですから、基本項目で決まってないのは新市の名称だけなわけですよ。だから、大きな問題、大きな問題と言われているけど、名前の問題だけなんです。建設計画が、一番市民にとっては大きな問題なんです。建設計画が。ですから、事務所の位置とかいろんなことあるでしょうけれども、すり合わせ項目があるでしょうけど、すり合わせ項目についても事務局のほうで、再度今すり合わせをしていただいて、合併の期日までに決めるもの、その後に決めていくものというふうに分けて議論をしてくれていますから、支障がないわけですよ。ですから、それを今の段階で、建設計画を市民の皆さんに、全体とかっていう話なんでおかしくなっちゃうんで、結局望月さん、建設計画を市民の皆さんに御提示するわけじゃないですか。そこをやっぱり踏み違えちゃうと、何を心配しているのか、僕はよくわからないんですよ。

小嶋会長 わかりました。ちょっと議論、青木さんで最後にします。

青木委員 清水側委員の青木です。

地区説明会の実施についてということで、いろんな今議論を重ねておるわけでございますけど、2期協議に入る前に、この地区説明会は、建設計画を皆さんに知らしめるんだよ、そうしたことで理解を得ようということで当初進んできて、もしこれが実施しないということになると、市民の皆さんは、いつやるんだよというような、逆に反感を呼ぶんじゃないかと思っています。私は情報開示を徹底してするんだということで、市民にこうした地区説明会というのは、正直なところ

るを伝えたほうが、私はまたそれなりの意見もはね返ってくるんじゃないかなと思っております。名称等については、特にそうだと思いますよ。すべて決定したことを伝えていくということになりますと、市民の皆さんは、もうここは何を言ってもしょうがないな、決まっちゃったの、というような感じになってきますし、私はスケジュールどおりに、とりあえずほんとに46地区、これはハードスケジュールですよ。これを建設計画各部門にわたって皆様が検討して、この辺を皆さんに知ってもらおうということを出したことから、やっぱり実施をしていただいて、市民の声を十分に吸収するということが私には大事だと思います。そうしたことによって合併協議会で是非の判断を下すということで私はよろしいじゃないかと思っておりますので、ぜひ実施してほしいと思っております。

小嶋会長 それでは、一応ここで議論を打ち切りますが、次回10月31日、そのときに地区説明会のやり方、また意向把握をその中でどうやってやるかということも含めて、そのときにまた議論させていただきたいと思っております。

とりあえず地区説明会の実施については、今日これで決めていただかないと、スケジュール出しておりますし、配布資料の手配もありますので、一応地区説明会の実施については了解をしていただいて、やり方、そして意向把握の仕方も含めて、次回、協議を踏まえて引き続きしたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。よろしいですか。それじゃ、そういうことで... ..もういいでしょう。それじゃ、最後に一言言ってください。

望月厚司委員 一応日程等、確かに両方の市長が十分な形で日程等調整してきているということも、これ事実。しかし地区説明会をやっていくときに、その協議をしたものが、より市民にフィードバックされて、市民の意向というのを十分に把握するというのが、地区説明会の中で一番求められているというふうに思うわけですよ。そうしたときに、今この段階で、次の段階出させていただくならば、そこで確認したって遅くはないと。そこで確認しても遅くないというように私は思うですよ。ですから、日程も尊重しますよ。というのは、先ほど言ったように、両方の市長さんの、全部の皆さんの、今いろんなことで日程調整に入っているということも事実知っています。しかし、やっぱりできるだけ多くのことを市民の皆さん方にお示しをし、それで意向把握を図ったりしていく。それからまた、今話がありました意向把握について、ほかの方法論があって、それをまた示すということであるならば、その時点まで置いたって、その時点で確認させてもらっても遅くはないというふうに思っておりますので、それを示すまで、もう少し時間取ってもいいじゃないですか。

小嶋会長 だから、この次、その内容も含めて。

望月厚司委員 これを確認してくださいという話になりましたから、それはちょっと待ってくださいという話をしたんですよ。

小嶋会長 皆さんの御意見どうですか。

事務局 事務局からちょっとよろしいですか。これからの準備の都合もございまして、きょうは、日程と、それから地区説明会での配布資料、さらに広報関係、全部お手元の資料のとおり記載してございますが、特にパンフレット等、それから広報につきましては日時がかかりますので、それについては、きょう御了解をいただきませんと、事務局としては次回まで持ち越されますと、あともう間に合わないという感じになりますので、ぜひその点については御配慮いただければというふうに思います。

小嶋会長 それでは。

望月厚司委員 ちょっとちょっと。大変申し訳ないですけども、これから地区説明会に入るときに、僕が先ほどから気にしてますのは、意向把握の仕方、どこまでが地区説明として説明ができるのか、それから意向把握の仕方をどうするかという大変大事なことなんですよ。そうしたときに、それがわからないんですよ、正直言って。だから日程というのは尊重しますということをお話私させていただいてるんですよ。それをまた示していただいて、それで、そこで確認してもいいんじゃないですかと。例えばこの何ページでしたか出てます、いろんなものを載せて、印刷がどうのこうのという話ですよ。ですけど、例えばすり合わせ事項とか、いろいろなものがかわってくれば、あるいはこれからしていけば、どういう形でそれを登載していくんですか。

事務局 お答えいたしますが、登載の手順等につきましてはこれから研究してまいります。少なくとも、このデザインとか、中の記載する内容等については、少なくとも、すぐにでも着手しないと間に合わないということがございますので、すべてが決まってからとか、少なくとも10月31日の協議会で決まった後に作業にかかるということになりますと、11月25日には、とても物理的に間に合わないということがございますので、少なくともパンフレットと、それから広報のスケジュールですね、これについて大筋で御了解いただければというふうに思っております。

望月厚司委員 進めててもね、例えばあと登載する部分とか、別添に、ただ国の要望とか何とかというのも1つのパンフレットみたいとかいうの、ちょっとパンフレットみたいとかという話もありましたよね。国の要望事項とか県の要望事項も、このパンフに入れていきたいというのがありますよね。これから審議してまとめた部分というのを、どういように表示するか。それが例えば別にしてやって地区の説明会に落としていくのか、こうしたことがないときに、どう印刷に入っていったら、協議事項は口頭で説明するということになっちゃうわけ。ですから、そういう

こともしっかりしていかないと、ただ印刷とあれだけまとめていってくれといっても、さっき言ったようなことの重要性というものは、やっぱりしっかりしてからの方がいいと思うんですね。

鈴木委員 静岡の鈴木ですけど、望月さんね。一番最初に決めたとき、新市の建設計画をつくって、そして部会に分かれて、決めたことを市民の皆さんに知らせるための説明会を開きますと、そこまでなんですよ。そうでしょう。だけど決めたことが多ければ、それを説明する必要があるんで、できるだけ説明するのはいいですよ。だけど、今決めるのは、新市の建設計画をどういうスケジュールで説明するかということだけきょう決めてもらえば、それが一番最初に決めたことなんですよ。だから、それが混同しちゃってるからおかしくなっちゃってるわけ。だから、次の合併協があるんで、そこまでに決まったことをお知らせする機会は、皆さんにやってもらえばいいじゃないですか。だから部会長が出ていくわけでしょう。一番最初に決めたのはそういうことなんです。一緒になっちゃうもんでおかしくなっちゃう。

小嶋会長 だから、次回のときに、意向把握の方法も、また議論しましょうと、僕は言ったんですよ。

吉岡委員 地区説明会は11月の25日から始まるわけですね。10月31日と11月19日に合併協議会がまだございますね。そうすると、その2日間の中でね、今残っている課題を解決してくという方策を考えていくと。例えば特例項目についても、私なんか意見言うんだけど、全員の皆さんの考え方というのは、私わからないですよ。大方の意見がどうなのかということも、もう例えば幾つかの課題については、皆さんの意見を聞いてくるところも、もう踏み込んでもいいんじゃないかなと私は思います。そうして、そういうことを10月31日と11月19日までに2回で一生懸命努力をして、そして結果は、それをもって地区説明会に臨むという、こういう形で私はいいいんじゃないかと思うんですけど。

小嶋会長 それまで決まるように努力するということで。

一応それでは、次回、また地区説明会の運営の仕方、また、そのときにどのような形で意向把握をするか議論していただくということで、地区説明会のことにつきましては、当初のスケジュールで決まってることでもありますので、これについては順次進めさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは事務局から、名称公募の応募状況についてと、静岡市・清水市政令指定都市市民会議の活動状況などを説明をいたします。

その他

事務局 それでは2点、事務局のほうから御報告をさせていただきます。

まず名称公募の応募状況についてでございます。8月28日現在の応募状況でございますが、総数で3万3,610件応募をいただいております。この内訳でございますが、葉書によるものが2万6,986件でございます。これは構成比でいいますと80.3%でございます。それからファクスによる応募をいただいたものが1,994件、これは5.9%でございます。それからインターネットによる応募でございますが、これが4,630件、構成比が13.8%ということで、合わせまして3万3,610件の応募をいただいております。

次にもう1点でございますが、静岡市・清水市政令指定都市の市民会議の活動状況でございますが、これにつきましては、きょう委員の皆さん方のお手元に封筒の中に、政令指定都市実現に向けてのPR用のポスターとステッカーを入れさせていただいております。こういうものをつくらせていただきまして、現在これからPRに努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくPRのほうをお願い申し上げたいというふうに思っております。また、7月10日には、市民会議のホームページが開設をされております。このホームページでも簡単に見やすくなっておりますので、こういう点につきましても、またPRのほう、よろしくお願い申し上げたいというふうに思っております。

以上、報告は2点でございます。

小嶋会長 以上ですね。それでは、ただいまの事務局の説明に対しまして御質問等ありましたら御発言お願いいたします。いいですか。

それでは以上をもちまして第23回合併協議会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。